

令和3年第4回

甲佐町議会12月定例会会議録

令和3年12月10日～令和3年12月13日

熊本県甲佐町議会

令和3年第4回甲佐町議会（定例会）目次

○12月10日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
本会議に職務のために出席した者の職氏名	1
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	1
開会・開議	3
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
日程第3 議長の諸般の報告について	4
日程第4 町長の提案理由の説明について	4
日程第5 同意第4号 甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	6
日程第6 議案第59号 甲佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	7
日程第7 議案第60号 甲佐町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	10
日程第8 議案第61号 工事請負契約の変更について	12
日程第9 議案第62号 令和3年度甲佐町一般会計補正予算（第7号）	18
日程第10 議案第63号 令和3年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	33
日程第11 議案第64号 令和3年度甲佐町水道事業会計補正予算（第1号）	35
散会	36

○12月13日（第2号）

出席議員	37
欠席議員	37
本会議に職務のために出席した者の職氏名	37
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	37
開議	39
日程第1 一般質問	39
日程第2 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について	85
日程第3 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について	85
日程第4 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について	86
閉会	87

1 2月10日 (金曜日)

令和3年第4回甲佐町議会（定例会）議事日程

（第1号）

1. 招集年月日 令和3年12月10日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開会・開議 12月10日 午前10時00分 議長宣告
1. 散会 12月10日 午後0時25分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲斐良二	2番 甲斐高士	3番 田中孝義
4番 鳴瀬美善	5番 森田精子	6番 佐野安春
7番 荒田博	8番 宮本修治	9番 福田謙二
10番 井芹しま子	11番 宮川安明	12番 本田新

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北畑公孝 議会事務局書記 後藤理恵子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 奥名克美	副町長 師富省三
会計管理者 渡邊友美	総務課長 北野太
企画課長 古閑敦	地域振興課長 荒田慎一
くらし安全推進室長 佐々木善平	税務課長 奥名雄吉
環境衛生課長 橋本良一	住民生活課長 宮崎貴美代
健康推進課長 福島明広	福祉課長 岡本幹春
農政課長 井上幸介	建設課長 志戸岡弘
会計課長 渡邊友美	町民センター所長 中林健次
教育長 蔵田勇治	学校教育課長 吉岡英二
社会教育課長 後藤喜治	農業委員会事務局長 井上幸介
選挙管理委員会書記長 北野太	

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

8番 宮本修治 10番 井芹しま子

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議長の諸般の報告について
- 日程第4 町長の提案理由の説明について
- 日程第5 同意第4号 甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求め
ることについて
- 日程第6 議案第59号 甲佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につい
て
- 日程第7 議案第60号 甲佐町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
- 日程第8 議案第61号 工事請負契約の変更について
- 日程第9 議案第62号 令和3年度甲佐町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第10 議案第63号 令和3年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第64号 令和3年度甲佐町水道事業会計補正予算（第1号）

1. 議事の経過

開会・開議 午前10時00分

○議長（宮川安明君） おはようございます。

これより、令和3年第4回甲佐町議会定例会を開会いたします。

今定例会におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、議員、執行部及び事務局職員は、マスクを着用することとしています。

また、傍聴者におかれましても、マスク着用のうえ指定された座席での傍聴に、ご協力をお願いいたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、議席に配布のとおりでございますので朗読を省略いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（宮川安明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、8番、宮本修治議員、10番、井芹しま子議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（宮川安明君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件は、議会運営委員会に付託してありますので、委員長の報告を求めます。

12番、本田議会運営委員長。

○議会運営委員長（本田 新君） では、ご報告いたします。

先の定例会において付託を受けておりました令和3年第4回定例会の会期及び日程について、議会運営委員会より報告いたします。

去る11月29日に議会運営委員会を開催し、執行部から町長、副町長、総務課長、行政係長、財務係長の出席を求め、正副議長を交え、執行部からの提出案件及び一般質問、その他の案件を勘案し、お手元に配布のとおり、会期を本日12月10日から13日までの4日間と決定いたしました。

本日は、会期の決定、議長の諸般の報告、町長の提案理由の説明及び人事案件、条例案件、工事請負契約の変更案件、令和3年度一般会計補正予算並びに各特別会計補正予算の審議、11日、12日は議案調査のため休会、13日は一般質問及び、その他議会提出案件についての審議、以上のとおり議会運営委員会では決定いたしましたので、議員各位におかれましては、よろしくご審議のうえ、ご決定いただきますようお願い申し上げ報告といたします。

○議長（宮川安明君） 会期の日程については、ただいまの本田委員長の報告のとおり決定したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、ただいまの本田委員長の報告のとおり、本日12月10日から13日まで4日間と決定いたしました。

同意第4号、甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任につき合意を求めることについて、議案第59号及び議案第60号、条例の一部を改正する条例の制定について、議案第61号工事請負契約の変更について、議案第62号から議案第64号までの令和3年度甲佐町一般会計及び各特別会計補正予算、その他議会提出案件を一括上程いたします。

日程第3 議長の諸般の報告

○議長（宮川安明君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告及び議員派遣の報告については、議席に配布のとおりですので朗読を省略します。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

日程第4 町長の提案理由の説明について

○議長（宮川安明君） 日程第4、町長の提案理由の説明を求めます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和3年第4回甲佐町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙な中ご参集をいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、説明の前に、まずはご報告から申し上げておきたいと思えます。

すでに議員の皆様方も新聞、それから町の広報誌等でもご承知のこととは思いますが、陣ノ内城跡が10月11日に国指定文化財の史跡に指定をされました。

今回の指定によりまして、昭和9年に、麻生原のキンモクセイが国の天然記念物に指定されて以来87年ぶり二つ目の国指定の文化財となったところであります。

今後におきましては、麻生原のキンモクセイに並ぶ町のシンボルといたしまして、本町の知名度を上げる新たな観光施設としての取り組みを進めていきたいと考えているところであります。

さて、早いもので今年も残すところ、あとわずかとなりました。この1年を振り返ってみますと、大きな自然災害は発生しなかったものの、やはり今年も新型コロナウイルス感染症対応に迫られた1年ではなかったのかなというふうに感じています。第3波から第4波、そして第5波と、大都市圏を中心に感染が拡大して、本町におきましても若い世代を中心に多くの感染が発生し、町民の皆様もウイルス感染の脅威に不安を感じながら過ごしておられたことかと思えます。

そういう中、本町におきましては、町内の医療機関による積極的な協力を得まして、いち早くワクチン接種への対応ができたことは非常に良かったと感じておりますし、携

わっていただいた関係者の皆様方に対しまして、改めて感謝とお礼を申し上げるところでもあります。

現在は、全国的に7割を超えるワクチン接種の進捗状況と合わせて急激に感染のほうも沈静化している状況となっております。

ただ、しかしながら、アメリカやヨーロッパ諸国など海外におきましては、南アフリカからの変異株等も含め、再び感染拡大している地域もありますし、我が国においても経済対策と合わせながら、引き続き感染予防対策も図っていかねばならないというふうに思っております。

報道等によりますと、ワクチンの効力については、2回目接種後も一定期間が経つと、有効性や免疫性が低下するということを言われておりますし、甲佐町といたしましても、現在3回目となるワクチン接種の準備を進めているところでもあります。

それでは、今期定例会に提出いたしております各議案について、ご説明を申し上げます。

今期定例会にご提案をいたしております案件は、同意案件が1件、条例案件が2件、工事請負契約の変更案件が1件、それから補正予算案件3件の合わせて7件となります。

まず、同意案件といたしまして、現固定資産評価審査委員会委員の星本敏也氏が、令和3年12月25日で任期満了となるため、後任として境 国嗣氏を選任したく、議会の同意を求めるものでございます。

条例案件といたしましては、甲佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、ほか1件をご提案しております。

工事請負契約の変更案件につきましては、熊本甲佐総合運動公園野球エリア整備工事の工事請負契約に係る契約金額の変更について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、補正予算案件といたしましては、まず令和3年度甲佐町一般会計補正予算（第7号）について、主なものといたしまして、民生費で介護給付訓練等給付費に2,917万8,000円、衛生費で健康管理システム改修業務委託、子ども医療費助成や、コロナウイルスワクチン接種費用など、合わせて2,375万8,000円、豪雨災害に係る災害復旧費に4,257万8,000円を増額し、土木費では、社会資本整備交付金の確定に伴う4,327万2,000円の減額調整などを行い、総額で5,445万7,000円を増額し、82億6,583万7,000円といたしております。

次に、令和3年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳出では主に高額医療費などの増額補正、歳入につきましては各種繰入金金の確定による調整などを行い、総額で1,040万4,000円を増額し、15億953万7,000円といたしております。

次に、令和3年度甲佐町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、水道料金会計システム賃借料の債務負担行為として、令和4年度から8年度までの5年間限度額1,831万5,000円を計上しております。

以上、今期定例会にご提案をいたしております各議案について、ご説明を申し上げます。

したが、各議案のご審議の節は、各担当課長等に説明いたさせますので、適切なお議決をいただきますよう、お願いを申し上げ提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） 以上で、町長の提案理由の説明を終わります。

日程第5 同意第4号 甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（宮川安明君） 日程第5、同意第4号「甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは、同意第4号について、ご説明申し上げます。

同意第4号、甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

下記の者を甲佐町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記、氏名、境 国嗣、令和3年12月10日提出、町長名でございます。

提案理由につきましては、現委員である星本敏也氏が、令和3年12月25日で任期満了となるためということでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） 町長の選任理由を求めます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） それでは、甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任について、ご説明を申し上げます。

今回、甲佐町固定資産評価審査委員会委員として、ご提案をいたしております境 国嗣氏は、甲佐町議会議員を4期務められ、その間、議会議長及び文教保健委員会委員長などを歴任され、現在は広瀬区の区長として町行政の円滑な運営のため、ご協力をいただいているところであります。

このように氏は、行政に対する豊富な経験と卓越した識見をお持ちであり、甲佐町固定資産評価委員会委員として選任をしたいので、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議のほど、お願いを申し上げます。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番です。

同意第4号、甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましてですが、ただいま町長のほうから選任者のこれまでの経歴や職責等について説明がございました。そのとおりで、同人につきましては、これまで町の振興、発展にご尽力をされてこられた経緯や、特に税の公平性の理念においても見識と公正な視点からの判断を要するものであるという認識を持っておりますので、同人につきましては、適任者と認め何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから同意第4号「甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を採決します。

本案は、原案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、同意第4号「甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時19分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議案第59号 甲佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第6、議案第59号「甲佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（宮崎貴美代君） 議案第59号について、ご説明申し上げます。

議案第59号、甲佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

令和3年12月10日提出、町長名でございます。

提案理由といたしまして、健康保険法施行令等の一部改正に伴い、本条例の一部を改

正する必要が生じたため、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

甲佐町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「40万4,000円」を「40万8,000円」に改める。

附則第1項、この条例は、令和4年1月1日から施行する。

第2項、この条例の施行の日、前に出産した被保険者に係る甲佐町国民健康保険条例（第8条）の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

本田議員。

○12番（本田 新君） 質問をさせていただきます。

今回、この4,000円の増額になっております。この4,000円の増額の財源の元はどこにあるのか。

それと、今回の一時金でありますけれども、いわゆる国保といわれる、もう一方の社会保険との違いというのは、あるのかないのか。この2点について質問させていただきます。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

それでは、10分間だけ休憩します。10分後に始めます。10時35分から再開します。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時35分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

住民生活課長。

○住民生活課長（宮崎貴美代君） すみません、大変時間を取りまして申しわけありませんでした。

本田議員からの質問にお答えいたします。

出産育児一時金の財源の内訳ということですのでけれども、財源としましては、負担割合が町の一般会計から3分の2、国保の財源から3分の1ということで負担しております。

また、社会保険の方も額については同じ金額になります。

補足をいたしますと、次のページの新旧対照表のほうで説明をいたしますと、出産育児一時金は、現行の40万4,000円から改正案が40万8,000円に変更になっております。条文の3行目になります健康保険法施行令第36条の規定に係る産科医療保障制度における掛金が1万6,000円から1万2,000円に減額にされております。ここについては、説明が不足していたかと思っておりますけれども、結果的に町の国民健康保険のほうから支払います出産育児一時金の総額は42万円ということで変更はありません。ただ内訳が変更になったとい

うこととなります。ということで、社会保険の方と同額の支払額というふうになっております。

以上となります。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑ありませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 42万円というのは、国が示したあれですけれども、これというのは国からの支出金はないんですか、全部町の財源でみると、国保は3分の1と言われましたけれども、財源は全部町のほうでみるという形なんですか。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（宮崎貴美代君） お答えいたします。

町の一般会計のほうから繰り入れるということで制度上はなっておりますので、町のほうの会計から財源から支出ということになっております。

以上となります。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時39分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 申しわけありません。あと1点ですけれども、この42万円ということで、入院費がですね、出産費がこの費用に満たなかった場合ですよね、そういった場合は国保のほうから出産をされた方に返金をするとか、そういった事例が結構あるのかなというふうに思って、そういった点はどんななんでしょうか。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（宮崎貴美代君） 金額が42万円に満たなかった場合ということですが、支払い事務については国保連合会のほうと委託契約をしております、病院と国保連合会を通じて支払いをしております。

42万円に満たなかった場合には、その金額ですね、例えば40万円とか、その金額でかかった費用をお支払いするようになっております。

以上となります。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。

議案第59号、甲佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、ただいま担当課長の説明がありましたとおり、健康保険施行令等の一部改正に伴い、出産一時金の内訳が変更になったということで、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第59号「甲佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第59号「甲佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり可決されました。

日程第7 議案第60号 甲佐町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第7、議案第60号「甲佐町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） それでは、議案第60号について、ご説明申し上げます。

議案第60号、甲佐町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものです。

令和3年12月10日提出、甲佐町長名です。

甲佐町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。

甲佐町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条中「認定をした日」を「認定申請をした日」に改める。

附則、この条例は公布の日から施行する。

提案理由としましては、重度心身障害者医療費助成制度の適用時期の明確化を図るため、本条例の一部を改正する必要が生じたため、この議案を提出するものです。ということですが、重度心身障害者医療費助成制度につきましては、対象者が障害者手帳等を所持されている方ということになっております。制度上、手帳の申請とあわせて重度心身障害

者の申請をすることが可能でございます。

手帳につきましては、町のほうで受付をして、県のほうで審査をして手帳の交付ということで、どうしても日数がかかるということで、認定要件として手帳所持者ということになっておりますので、認定をした日となると、その手帳交付がないと町のほうも確認ができませんので、認定ができないと。申請書を出された時期で、町民の方に差ができないように、申請があった日を基準として、翌月分から医療費助成の対象にしたいということで、今回条例改正をお願いしているものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番、甲斐でございます。

実は、私の家族にも障害者手帳2級を持った者がおりますが、今回認定をした日から認定申請をした日ということですが、仮に、申請して認定を受けられないということはないのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） 先ほど申しましたとおり、認定申請をする要件としまして、「手帳所持者」というのがあります。手帳を既に所持されている方は、問題がないんですが、先ほど言いました「同時申請」というのができます。

ただ、同時申請につきましても、障害認定をすることができる医療機関、医師というのが特定されております。診断書を付けて申請をしますので、基本的に医師の方が障害者手帳の何級に該当するよという診断書を出されますので、全くないとは言いませんが、ほとんどないだろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかに。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） この重度心身障害者医療費助成の対象になられる方は、町内でどれだけいらっしゃるのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） まず、対象となります方は、身体障害者手帳1級、2級、それと療育手帳のA1、A2、精神保健福祉手帳1級の方が該当ということで、昨年度では実人数が261名です。

過去5年間、数字を持ってきておりますが、大体260名から300名ぐらい、過去5年間の推移を見ますと、それらの方が受給をされているということでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 議案第60号、甲佐町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、ただいま担当課から丁寧な説明がありましたとおり、この制度の適用時期の明確化を図るためということでございます。

何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第60号「甲佐町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第60号「甲佐町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり可決されました。

日程第8 議案第61号 工事請負契約の変更について

○議長（宮川安明君） 日程第8、議案第61号「工事請負契約の変更について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 議案第61号の説明をいたします。

議案第61号、工事請負契約の変更について。

令和2年第4回議会定例会において議決された熊本甲佐総合運動公園野球エリア整備工事のうち、契約金額「1億7,512万円」を「1億8,447万3,045円」に変更するものでございます。

令和3年12月10日提出、町長名でございます。

提案理由につきましては、省略をさせていただきます。

次のページをご覧ください。

説明資料1に、今回変更分の935万3,045円の仮変更契約書の写しを添付しております。現工期は、令和3年12月28日までとなっております。

次のページの説明資料2と説明資料3、平面図に基づきまして、ご説明をしたいと思います。

当初契約金額1億7,512万円に対し、変更請負額は1億8,447万3,045円となり、935万

3,045円の増額となっております。

変更内容につきましては、取り付け水路工として水路30メートルを追加し、変更金額は223万6,000円の増額となります。

水路工に伴い、逆流防止のフラップゲートを1基追加し、このフラップゲートにかかる変更金額が146万円の増額となります。

変更理由としましては、野球エリア及びソフトボールエリアの排水機能を向上させるため、取り付け水路工を別工事で発注する予定でありましたけれども、今回の工事で水路と一体的に行うことが効率的であるため、本工事として追加施工をいたしました。

続きまして、張芝工の追加については、野球場周辺に2,047平米を追加施工し、変更金額は565万7,000円の増額となります。

変更理由につきましても、野球場周辺には防球ネットの工事を設置しますので、その工事調整が必要であり、今回一体として施工するほうが効率的であるため、本工事として追加施工を行いました。

説明資料3の平面図に、その施工位置を示しております。野球場後方の赤い線で記載した部分が緑川への取り付け水路工の施工箇所であり、野球グラウンドの周辺の緑色の部分が、今回張芝工の追加施行を行った箇所となります。

以上が工事の内容となります。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

田中議員。

○3番（田中孝義君） 3番、田中です。

この熊本甲佐総合運動公園の工事については、今までかなり補正が組まれてきたと思いますが、当初予算と比べてどれぐらいの増減があっているのか、ちょっと大体でよろしいのでお願いします。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時53分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） 今、総事業費の変更ということですが、この運動公園の総事業費については、大体17億2,800万円程度を予定してしまして、各工事については、建設課長が答弁されましたように変更が生じますけれども、全体の総額についての変更はございませんので、そういう形で事業を進めております。

以上になります。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑はありませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） この張芝ですけれども、これは当初は張芝はですね、なかったわけですかね、計画がなかったわけですかね。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 当初の計画としては、張芝をしますけれども、今回のこの野球場エリア周辺整備工事の中には当初としては入っておりませんでした。

この後、発注予定の周辺整備事業の中で張芝を施工する予定でしたけれども、先ほど申しましたように、防球ネットあたりの施工もありますので、野球場と、その周辺が分離されますので一体的な施工をしたほうが効率的に施工ができるということで、今回変更をお願いしたところでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑はありませんか。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番です。

この大きなA3の平面図から質問いたしますけれども、右側のほうに取り付け水路工ということで写真が2枚貼ってありますけれども、フラップゲートということで、先ほど建設課長のほうから説明がありました。ということは、庭内（ていない）のグラウンド側の水は外に流れていって、緑川本線のほうの水位が洪水等で上昇したときには、それは自動的に閉まるという工法だと思うので、となると、この今写真に写っている三方張りの現場内の水路ですかね、これについての特に両サイドに張芝が張ってありますけれども、当然、構造物は大雨のときにも流れはしませんけれども、その両サイド、特にコンクリートに近いところの土の部分、張芝の部分ですけれども、その辺については、これまでの経緯的に考えてみても、洗掘等がちょっと起きはしないかという懸念を私は持っておりますけれども、その辺についての、仮に、もし芝とか土が流れたときの対策、流れないようにするための工法等の検討、この辺については、担当課としては、どのような考えを持っておられたのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 鳴瀬議員からのご質問ですけれども、今回の緑川へ放出する水路工につきましては、実際に今回5月の豪雨の時に増水しました。その時に、この水路工の護岸の接続している部分の張芝が洗掘されて、剥がれたということが発生しましたが、しかし、以前から施工してあった水路工につきましては張芝の同じ工法でですね、張芝を張ってあって、張芝の根がついている所につきましては、洗掘がされていないということで、今回の施工も同じような施工で考えてありますけれども、なにせ構造物と接続する土羽護岸の部分については、どうしてもコンクリート構造物の隣の強固な部分の弱い土羽部分については洗掘されるということが起きますので、町としても今後こういったことがないように、管理する国の国交省に対してコンクリート構造物あたりで低水護岸の施工を今後要望しておりますし、また、今月にも、そういったことの要望活動をするように計画しております。

議員おっしゃるとおり、張芝よりは強固な低水護岸のコンクリート構造的な護岸でやったほうが強くなるというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 今、最後のほうの答えでですね、建設課長のほうから国土交通省のほうにも低水護岸についての要望をされる、されているというようなお話もいただきました。

この施設には、先ほど田中議員も質問されましたとおり、相当な費用をかけて甲佐町の一つの活性化の中心になるような施設でございます。

やっぱり、その先の維持管理というのが一番重要になってくると私も思いますので、今、課長が言われましたとおり、国交省との連携を図りながら、未永く利用されるような施設になっていただきたいと思います。

以上です。答弁は要りません。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか、質疑。

福田議員。

○9番（福田謙二君） 9番。

今回、追加変更ということで取り付け水路工、それから張芝工、この2点がありますがけれども、本来だったら別発注ということでございますけれども、一体的に行うことによって効率的であるということでございますけれども、この935万3,000円が別発注にした予算と同額ぐらいか、それとも安くなったのか、どうだったんですかね、そのところ、よろしくをお願いします。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 今回の張芝工と取り付け水路工を別工事で発注したとしても同額の設計試算となります。

別工事で発注したとしても、この設計金額となります。多少の請負率の差で多少の違いはありますが、ほぼ同一と考えております。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時01分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 当初の設計額で1億円を超えるものとか、5,000万円程度で発注したものに対しては、諸経費率が若干違いますので、直接工事費の設計価格は同一ですけれども、経費価格で差がついてまいります。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑はありませんか。

2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） 2番、甲斐です。

すみません、関連質問で申しわけございませんけれども、現在野球場の整備工事が進められておりますけれども、完成後の供用開始時期あたりについては、大体どのぐらいを予定されているのか、野球場と、それからソフトボール場についてお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） 全体的な部分でいきますと、今、監理棟も設計工事に入っております、全体的に周辺整備も含めまして、来年度令和4年度末で、すべて完了すると考えておりますので、全体的な完成イベントとして3月にできればなというふうには考えております。

あと、野球場、ソフトボール場については、完成後供用開始になるのかなというふうには考えているところです。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） 完成後、供用開始ということですがけれども、大体それがいつぐらい、例えば、今年度中に完成するのであれば、4月ぐらいから早速使えるのかどうか、そのあたりをお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） 野球場とソフトボール場の供用開始時期ということですが、ソフトボール場については、本年度完成を予定しておりますので、来年度当初からの予定ということで考えております。

野球場につきましては、天然芝の養生のほうがございますので、6月以降というところで考えているところでございます。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） はい、わかりました。ソフトボール場については、大体4月、野球場については、6月ぐらいを供用開始で現在予定されているということでございます。

この完成後は、ぜひこの野球場、ソフトボール場については有効活用を図っていただいて、今現在、隣のサッカー場あたりは週末も非常に賑わいを見せております。

そういった中で、野球場、ソフトボール場についても一体的に有効活用を図っていただいて、賑わいを創出していただきたいというふうに願うところでございます。

そういった中で、その有効活用案についてですね、計画について現在どのような計画をお持ちなのか、お尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） 利活用ということですが、担当課といたしましては、野球場、ソフトボール場につきましては、各連盟、協会、また中体連、高体連等の大会の誘

致ということで考えております。

また、それらの団体の練習の場としての利用、また運動を通じた体力づくり、健康づくり、またジュニアの育成という観点でのスポーツ教室、また中学校部活動、社会体育移行団体等の練習の場ということで考えているところでございます。

以上になります。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑ございませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。

総合運動公園のですね、この全体図の計画平面図を見ますと、新しく建設されています野球場とソフトボール場、これに伴う駐車場整備というのはないのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 野球場、ソフトボールエリアの近くに現在のところ駐車場が計画してございませんけれども、その横にですね、奥の方に多目的エリアという部分と、そのもう一個角に多目的エリアの半分をつぶして駐車場設置を考えているところでございます、現在のところ。そこにソフトボールエリア、野球場の駐車場が、今後計画をできればなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 今のご説明では、その多目的エリアというのは、駐車場になるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 半分が芝を張りまして、半分がアスファルト等の駐車場にするならばというふうな計画で、今打ち合わせを行っているところでございます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 予定されている駐車場というのは、何台ぐらい駐車できるスペースを考えていらっしゃるのでしょうか、何台ぐらい。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 今回、多目的エリアの半分をつぶして駐車場をつくるならばというところでは、約40台程度を考えております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

森田議員。

○5番（森田精子君） 5番、森田です。

議案第61号、工事請負契約の変更についてでございますけれども、現在ソフトボール場、野球場、整備されておりますが、それに伴って取り付けの水路工、また張芝等を一体的に行うことが効率的であるということですので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第61号「工事請負契約の変更について」を採決します。

本案は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第61号「工事請負契約の変更について」は、原案どおり可決されました。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。11時15分から再開します。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時15分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、議案第59号につきまして、執行部のほうから補足説明の申し出があっておりますので、これを許します。

住民生活課長。

○住民生活課長（宮崎貴美代君） 先ほどの国民健康保険条例の答弁の際に、出産育児一時金の支払いについて答弁した点で訂正をいたします。

出産育児一時金が、例えば42万円に満たなかった場合の支払いについてですけれども、先ほど例えば40万円だった場合ということで説明いたしましたけれども、40万円については、国保連合会を通して病院のほうに支払いまして、残りの差額の2万円については、後日世帯主さんからの申請に基づきまして、2万円を世帯主さんのほうに、お支払いする形になります。

訂正させていただきます。申しわけありませんでした。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） 先ほど、井芹議員のご質問で、「出産育児一時金の3分の2の町の繰出金の中に地方交付税が含まれているのか」というご質問でございましたけれども、数値的なことは、はっきりこちらとしても承知しておりませんが、地方交付税措置のメニューの中にあるということでございます。

以上でございます。

日程第9 議案第62号 令和3年度甲佐町一般会計補正予算（第7号）

○議長（宮川安明君） 日程第9、議案第62号「令和3年度甲佐町一般会計補正予算（第7号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） 議案第62号について、ご説明申し上げます。

1 ページ目をお願いします。

令和3年度甲佐町一般会計補正予算（第7号）。

令和3年度甲佐町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,445万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億6,583万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第2条、地方自治法213条第1項の規定により、翌年度へ繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

債務負担行の補正、第3条、債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正による」。

地方債の補正、第4条、地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和3年12月10日提出、町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。

款1、町税から100万2,000円を減額し、9億2,271万8,000円としています。

3の軽自動車税です。

款11、地方特例交付金に591万8,000円を追加し、2,191万8,000円としております。

1の特例交付金です。

款12、地方交付税に3億3,238万2,000円を追加し、25億8,238万2,000円としております。1の地方交付税です。

款14、分担金及び負担金に41万3,000円を追加し、4,339万1,000円としております。

2の分担金です。

款16、国庫支出金に3,735万2,000円を追加し、16億5,486万8,000円としております。

1の国庫負担金、2の国庫補助金です。

款17、県支出金に824万8,000円を追加し、6億6,748万6,000円としております。

1の県負担金から3の委託金までです。

款20、繰入金から3億11万5,000円を減額し、3億6,141万6,000円としております。

1の基金繰入金です。

款22、諸収入に1,858万1,000円を追加し、7,137万1,000円としております。

5の雑入です。款23、町債から4,732万円を減額し、10億1,538万円としております。

1の町債です。歳入合計、補正前の額82億1,138万円に5,445万7,000円を追加し、82億

6,583万7,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。款2、総務費に495万9,000円を追加し、14億162万8,000円としております。

1の総務管理費、3の戸籍住民登録費、5の統計調査費です。

款3、民生費に3,025万6,000円を追加し、19億6,709万6,000円としております。

1の社会福祉費、2の児童福祉費です。

款4、衛生費に2,375万8,000円を追加し、6億9,086万4,000円としております。

1の保健衛生費です。

款5、農林水産業費に50万円を追加し、3億3,897万1,000円としております。

2の農林業費です。

款6、商工費から417万5,000円を減額し、4億5,260万3,000円としております。

1の商工費です。

款7、土木費から4,327万2,000円を減額し、9億1,061万3,000円としております。

1の土木管理費から4の住宅費までです。

款8、消防費に90万1,000円を追加し、3億5,554万6,000円としております。

1の消防費です。

款9、教育費に273万9,000円を追加し、8億410万7,000円としております。

5の保健体育費です。

款10、災害復旧費に4,257万8,000円を追加し、2億1,843万7,000円としております。

1の農林水産施設災害復旧費、2の公共土木施設災害復旧費です。

款11、公債費から378万7,000円を減額し、10億2,685万2,000円としております。

次のページにわたりまして、1の公債費です。歳出合計、補正前の額82億1,138万円に5,445万7,000円を追加し、82億6,583万7,000円としております。

次のページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費です。

説明については、款、項、事業名、金額の順で行います。

款2、総務費、1、総務管理費、空き家利活用促進事業150万円、款6、商工費、1、商工費、観光パンフレット作成事業220万円。

款7、土木費、2、道路橋りょう費、道路新設改良事業4億5,169万7,000円、同じく項4、住宅費、住宅使用料等滞納整理事業61万6,000円、同じく町営住宅建替事業1億9,147万9,000円、款9、教育費、5、保健体育費、総合運動公園整備事業2億5,929万8,000円、款10、災害復旧費、2、公共土木施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業1億16万円。

次のページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正です。1の追加です。

説明は、事項、期間、限度額の順で行います。

議会会議録筆耕翻訳料、令和4年度81万3,000円、指定金融機関業務委託料、令和4年度308万円、口座振替データ伝送委託料、令和4年度59万4,000円、広報こうさ印刷製本費、令和4年度224万4,000円、町営バス運行業務委託料、令和4年度911万円、庁舎等燃料費、令和4年度600万円、庁舎等の定期特別清掃及び環境衛生管理委託料、令和4年度615万4,000円、庁舎等の設備保守業務委託料、令和4年度から令和6年度まで2,644万3,000円、放課後児童健全育成事業委託料くるみクラブ、令和4年度350万円、放課後児童健全育成事業委託料ひまわりクラブ、令和4年度から令和5年度まで1,235万6,000円、子育て短期支援事業委託料、令和4年度26万2,000円、ファミリーサポートセンター事業委託料、令和4年度108万円、地域子育て支援センター事業委託料、令和4年度206万円。

次のページにわたります。

新型コロナワクチン接種専用電話受付業務委託料、令和4年度500万円、新型コロナワクチン接種受付システム導入業務委託料、令和4年度150万円、新型コロナワクチン接種会場運営業務委託料、令和4年度1,350万円、ふるさと甲佐応援寄附金運営事業費、令和4年度から令和6年度まで3億1,386万2,000円、公共土木等積算システム使用料、令和4年度から令和8年度まで549万5,000円、小中学校コピー機使用料、令和4年度から令和8年度まで2,125万円。

次のページにわたります。

学校給食共同調理場業務等委託料、令和4年度から令和8年度まで1億5,653万円。

次のページをお願いいたします。

第4表、地方債補正です。1の追加です。

起債の目的、緊急防災減災事業債、限度額3,350万円、起債の方法、証書借り入れ又は証券発行、利率、年5%以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

償還の方法、政府資金については、その融資条件により銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据え置き期間及び償還期間を短縮し、また繰り上げ償還もしくは低利債に借り換えすることができる。

次、2の変更です。説明は、起債の目的、それと補正額、補正後の限度額で行います。

起債の目的が臨時財政対策債から2,432万円を減額し、限度額を1億6,068万円としております。過疎対策事業債から4,220万円を減額し、6億1,550万円としております。緊急浚渫推進事業債に10万円を追加し、570万円としております。公営住宅建設事業債から3,250万円を減額し、1億1,200万円としております。災害復旧事業債に1,810万円を追加し、5,940万円としております。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、いずれも変更はございません。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。

まず最初に、歳出について質疑をお願いします。17ページ款2、総務費から20ページ、款4、衛生費までです。歳出について質疑をお願いします。

本田議員。

○12番（本田 新君） 17ページの総務費、また18ページの民生費の中で、児童手当に関するシステム改修のことが計上されておりますけれども、この点について内容の説明をお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（宮崎貴美代君） 総務費及び民生費に計上されております児童手当システム改修費について、お答えいたします。

改修の理由といたしまして、児童手当法の一部改正により令和4年10月支給分から特例給付の対象者のうち、その所得が一定額以上の者（高額所得者になります）の方は、支給対象外となるため、システム改修を行うものです。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） 児童手当の制度の改正が行われたということでありまして、児童手当というか、子育て支援策のことについて関連で質問をさせていただきたいと思っております。

町長におかれましては、4期目のマニフェストの中でも「新たな子育て支援策」を掲げられておりますし、議会においても新たな子育て支援策を検討しているということが述べられておりますけれども、その点について、町長のほうでは、どのようなことを考えておられるのか、ご質問させていただきたいと思っております。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 子育て支援策については、多くの議員の皆様方から注目していただいて、その関心の度合いも非常に高いというふうに思っておりますけれども、ご承知のとおり、本町においては、この子育て支援政策は非常に重要視して、これまでも取り組んでおります。ご存知のとおり保育料の軽減であったり、また中学3年生までの医療費の無償化であったり、また、それと並行した形で子育て世帯の定住支援の施策として、定住促進助成金の給付等の見直し等も、これまで図りながら拡充をしてきたというふうにも思っております。

4期目の政策マニフェストの中でも、さらなる支援策の検討を行うというようなことを私、明示しておりました。子育て支援住宅については、ご存知のとおり、そちらのほうは建設のほうも完了して、もう既に入居が進んでおりますし、新たな施策として、いろいろ内部でも検討を重ねてきたところであります。

例えば、子育て世帯の新築住宅に係る固定資産税の減免、こういったことも協議を進めてきたわけなんですけれども、結論としては、この対象者が住宅を建設される世帯に限定されるといったこと、それと定住促進助成金と、これは二重の支援になってしまいはしないかと、そういった懸念材料も生まれてまいりましたので、仮に、これを制度設計するとなると、もう少し手を加えたところでの研究が必要かなというところで、その途中の段階にあったということでもあります。

そのような中で、実は上益城郡内の町長会の会議が定期的開催をされております。その中で、今、医療費無償化の年齢の制限について、いろんな福祉の政策であったり、また医療、介護、子育て支援、そういったそれぞれの町の独自性を図るのもいいけど、できれば、その辺については足並みをそろえていったらどうかというような話も出ておりました、この子ども医療費の無償化の対象年齢を郡内あわせて引き上げようというような考え方も現在生まれてきたところでもあります。そうなりますと、今、甲佐町独自でいろいろ政策についても検討しとったわけですけれども、こちらのほうの考え方を重視して、甲佐町として、あるいは私の4期目の政策目標として掲げてきた子育て支援の策として、これを取り組んでいくなればというような思いを現在持っているところであります。

そうなりますと、高校3年生までの対象年齢ということになりますけれども、やるとなれば、3月議会で、それに関する条例、そしてまた予算案等も議会の皆様方にご提案することになりますので、ぜひ、その際には、ご同意・ご承認をいただければ大変ありがたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いします。

今、申し上げられたことについては以上でございます。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） 高校生までの医療費の無料化、これは大変ご縁だと私は思います。思い起こせば四、五年前でしたでしょうか、議会は宮城県に研修しに行きまして、栗原町だったですか、栗山市だったか、ちょっと今のところ、その実際のことは覚えておりませんが、そこで我々議会は高校生までの無償化について研修し、勉強してまいりました。財源の確保だとか、財政のことを考えると、なかなか厳しい思いがありましたけれども、今ここに高校生までの無償化が実現されれば大変いいことではないかなというふうに思っていますし、賛成をいたしたいというふうに思っておりますし、また我が町のことを考えてみますと、若い世代、子育て世代、この転出をなるべく抑えて、そして転入を促進させるということが、我が町の人口増にもつながり、我が町の基本施策の重要な一つではないかなというふうに思います。

そういうこともあって、今後とも子育て世帯の支援、これは大いに頑張りたいというふうに思っております。

それと、もう一つ気になりますことは、子育て世帯の転入を促進させるには、そういった経済的な支援と、もう一つ一方にあるのは、やっぱり私は教育だと思います。この教育環境の整備を促進させることも、また重要なことだろうと思っておりますけれども、その点について教育委員会のほうでは、どのような考えをお持ちなのか、どのようなお考えがあるのかをお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（宮川安明君） 蔵田教育長。

○教育長（蔵田勇治君） 教育委員会としての子育ての支援についての考え方ということですが、まず第一に申し上げたいことは、町内で充実した教育が行われていること。そして、安心・安全な学校に子供たちを安心して通わせられる、そして任せられる、そして、そこで十分な教育が受けられて、学力の保障がなされる、学力の向上がなされるとい

うことは、これは私は常々移住・定住の大きな要素になるんじゃないかなと、若い人たちが甲佐町の教育は充実しているので、そこに住みたい、その学校に通わせたいと、そういうふうに思っただけのような教育をしていきたいというふうに常々考えております。

経済的な援助制度については、要保護、準要保護家庭への支援等もございますけれども、学校環境、教育環境の充実と、そこで行われる教育の充実、これに教育委員会としては、今後とも全力を尽くしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 先ほど私の答弁の中で、ちょっと付け加えておかないと誤解されたいけませんので、あえて言わせてもらいますけれども、町村長会の中で、そういった気運は盛り上がっていますけれども、それぞれやはり議会の承認を得て取り組まれるということになりますので、その実施時期とか等については、若干のズレ等も生じるということも考えられますので、あとはそれぞれの町でのお考えに沿って対応されるということをご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番です。

ページですね、19ページと20ページの衛生費についてのご質問でございます。

この中で、衛生費の中でですね、特に项目的に新型コロナウイルスのワクチン接種に関するいろんな予算が出てまいっております。私がお尋ねしたいのは、これまでに2回接種して、国のほうでも第3回の接種について医療従事者について、まず率先して3回目を打つと、一般の方たちにつきましては、テレビで見ていると、年明け1月ぐらいから、私も近くのお年寄りの方とか住民の方から聞くんですけれども、一番早い人で5月ぐらいに2回目を打ったということであれば、8カ月とすると、ちょうど1月ぐらいが3回目ぐらいになりはしないかなということでお尋ねをいたしますけれども、3回目の接種時期と、受付の方法、あと1点、ファイザーとモデルナという2種類を打てるようになると思うんですけれども、私たちはおそらくファイザーのほうを接種したと思うんですけれども、モデルナについても、どちらでも選択していいのか、薬は十分くるのかという、その三つがですね、言いました3回目の接種時期と受付の方法、それとファイザーかモデルナの選択については、どのような考えがあるのかについて、担当課のほうからちょっとお話を伺いたいと思っております。

特に受付の方法については、私も受付したときに電話をかけたんですけど、ちょっとつながりにくいところがちょっとあったので、スマートフォンで最終的にはやったんですけども、なかなかスマートフォンに慣れている人もいるし、慣れてない人もいるし、電話、それと窓口で受付に行ったという人も聞くので、なるべくスムーズにできるのが一番いいと思うので、できれば2回目接種したように3回目も何か行政のほうから受付の通知が来ると、わざわざ受付はこっちで手続きせんでよければ一番いいと思うんですけれども、

その辺はどのように考えておられるか、お尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（福島明広君） 鳴瀬議員から3回目の接種についてということで、ご質問でございます。

今現在としまして、3回目接種の準備に取りかかっているところでございますが、町内の医療機関の先生方との会議を進めることとしておりまして、11月の末、来週一応予定しておりまして、それを会議の結果といいますか、それを受けて正式に準備等の接種時期とかを決めることになるかと思っておりますけれども、一応町の方針といいますか、今の考えについて、ご説明いたします。

まず、接種時期につきまして、一般の方におきまして、医療従事者は12月から入るということで行っておりますけれども、今、医療従事者については、町内の医療機関において、12月20日の週ぐらいからの取りかかりというふうになっております。

一般の方におきましては、1、2回目の接種で、令和3年度に5月から接種を開始しているということで、5月末までの2回目接種を終えられた方におきましては、1月下旬からと、8カ月を経過したということであれば、1月下旬からということになりますけれども、今の接種スケジュール予定としまして、75歳以上の方を5月から最初行っているわけでございますので、まず12月の下旬におきまして、75歳をはじめとする高齢者の方に接種券の発送を予定しております。そこで、1月の頭、6日前後になるかとは思いますが、接種受付を開始を予定していると。1月の下旬と申しましたが、そういう準備等も若干かかる予定となりますので、2月の頭、今のところ3日ぐらいからの集団接種、また個別接種、個別接種については、医療機関の先生方との協議も必要にはなりますけれども、2月3日からの75歳以上の方の接種予定をしているところでございます。

順次年齢を下げたところでの1、2回目の接種となっておりますので、それに応じて順次、接種券の送付と受付等を行うこととしておりますが、受付の方法といたしまして、1、2回目もしております電話でのコールセンターでの受付と、スマートフォンによるLINEになりますけれども、そちらの受付と「あゆみ」による窓口の受付というふうには考えているところでございます。

高齢者の方になるとスマホの受付になると、ちょっと難しい点もあるかとは思いますが、丁寧な説明等もして、コールセンターと窓口でもできますので、そういったところで受付をしていただきたいというふうには考えております。

ワクチンの種類におきまして、ファイザーとモデルナという選択にはなるかというふうに考えております。また、モデルナについては、今現在、承認のほうはまだですので、一般の方の接種につきましては、2月からになる予定としておりますので、その頃にはファイザー、モデルナの承認もおりて、本人さん、一応3回目接種を希望される方の選択ということにはなっております。その旨の通知も、お知らせも詳しくお知らせをしたいとは、もちろん考えておりますので、3回目接種につきましては、今の報道等にありますが交互接種ですね、1回目、2回目ファイザーでされている方がモデルナを希望されるという

ことであれば、効果といいますか、交互相種における免疫原性と、ちょっと難しい言葉なんですけれども、初回接種を完了した成人を対象とした交互相種の免疫原性は良好であったというふうに報告はされているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 課長のほうは、いろいろ国からのいろんな指導とかあって、それに基づいたところでの話をしてもらいました。

ちょっと心配されるのが1回目、2回目モデルナを打たれている方がほとんどなので、集団接種は、ほとんどそういう状況でありましたので。

○議長（宮川安明君） ファイザー、ファイザー。

○町長（奥名克美君） すみません。ファイザーですね。

仮に集団接種で両方やるとなったときに管理の面とか、それから保存の面とか、その辺がちょっと心配されますので、そういった事態にならないようにどうしたらいいかということは今、担当課のほうでも一生懸命その辺をちょっと研究していかないとトラブルになったらまずいなという思いがありますので、一応、国はそういうふうな先ほどの話のようなことで、どちらでもいいよというようなことでのお話ですけれども、そういう接種を行った場合に、いろんなトラブル等がないような工面は、担当のほうも一生懸命考えてやっていきたいという思いは持っておりますので、その辺はお伝えをしておきたいと思えます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） ワクチンのことについての質問ですけど、今年受けたコロナワクチンで副反応ですよね、38度以上の熱が出たということはよくお聞きしたんですけど、重症化したとか、そういった事例がないかどうか、お尋ねします。

○議長（宮川安明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（福島明広君） 副反応における重症化ということでございますけれども、一応町のほうには重症化の事例というのは報告はあっておりません。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。

先ほど12番議員の子ども手当とか、児童手当の中で関連でお尋ねいたしますけれども、ただいま国のほうで10万円給付というようなお話があがっておりますけれども、年内に5万円、来年の3月時期にクーポンで5万円というような普及を考えられてますけれども、今の段階で結構ですけれども、本町の方針ですね、どのように取り組むのか、国の基準に従ってするということであれば、それで結構でございますけれども、今の段階で答えられる範囲で結構でございます。質問いたします。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） ただいまのご質問でございます。これは、急遽国のほうからきている話でございます。町の今後のやり方ということでございますけれども、まず予算面につきまして、ご説明申し上げますと、この議案がご議決いただいたあとに、ちょっとご承認のお願いをする予定でございましたが、まずは国が行う子育て世帯等臨時特別給付費及び低所得者等に対する特別給付金の実施に伴い、まず補正予算を組まなければならないという状況でございます。

ただ、その中身につきましては、まだ今議会までには間に合わないのです、今後専決で予算を組ませていただいて、それから執行したいというふうになっております。

中身の説明につきましては、今、国から言われているのが子育て世帯等臨時特別給付につきましては、18歳以下の児童1人につき10万円を現金5万円、それとクーポン券などで5万円ということで、分けて支給するというようになっております。このうち、現金5万円につきましては、まずは児童手当を支給している世帯、中学生以下になりますけれども、そこには年内に5万円をプッシュ式というか、申請なしですね、プッシュ式で給付することという指示がっております。低所得者等に対する特別給付金につきましては、住民税非課税世帯1世帯当たり10万円の給付を行うことになっておりまして、これについては、今、臨時国会の中で審議されておりますけれども、この制度の施行日から2カ月以内に極力進めることというようなことになっていると思います。

ただいま、ご質問いただいたということで答弁の中で、お答えさせていただきましたけれども、ぜひこの補正予算ご議決後の話ではございますけれども、次の補正を専決処分させていただきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） それと10万円の、最初現金で残り5万円については、クーポンというようなお話に対するご質問かと思っておりますけれども、まだ正式な国の考え方が少しぶれているような状況でもありますので、その辺の状況は、しっかりとやっぱり見極めた上じゃないと判断ができないだろうと思います。

ただ、大阪の市長あたりも言われておりますけれども、やっぱり現金のほうがいいだろうというような効果、あるいは経費の金額の問題もそうですけど、おそらく雰囲気としては現金に傾く、そういう自治体のほうがおそらく実際は増えてくるんじゃないかなという思いは持っております。最終的には甲佐町としても、いろんなその辺の状況を見極めながら最終判断したいと思っております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） すみません、今総務課長の説明にちょっと説明をお願いしたいんですけれども、対象者が住民税の非課税世帯でしょう、住民税の非課税というのは住民税には、所得割と均等割で、確か以前はあったと思うんですけれども、その両方ともかからない人か、それとも所得割だけがかからない人なのか、その確認だけをお願いしたいと

思います。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） こちらのほうで、今そういう表現を解釈しているんですけれども、非課税世帯という場合は、税金がかからないということですので、すべてかからないというところが非課税ということだろうと思います。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に21ページ、款5、農林水産業費から25ページ、款11、公債費までです。

21ページから25ページまでです。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 22ページですけれども、真ん中の土木費ですけれども、測量設計委託料の減額と、町道の改良舗装工事、減額の理由と、どこかということですね、町道改良工事がですね、それが幾つかあります。

それと、24ページの災害復旧の関係で工事請負費500万ですけれども、これはどこかということと。

すみません、あと1点。同じですけれども、25ページの公共土木施設災害復旧費の3,700万円はどこかということをお尋ねします。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それでは、お答えいたします。

まず農政課関係でございます。農業用施設災害復旧費の工事請負費500万でございますけれども、先だって補正第6号でご議決いただきました分の、その分については設計委託だけでしたので、今回工事費のほうを計上しております。

箇所につきましては、農道が1カ所、それと農地災害が1カ所の2件でございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） まず、22ページの道路新設改良費の補正につきましては、今回の補正につきましては、交付金事業をすべて活用をしております。

その交付決定に伴い、各路線で実施できる計画をしておりますけれども、その事業料がおのおの決定をしておりますので、それぞれの予算、委託費でしたり工事費、用地買収費の事業料の決定をしますので、その組み替えを行い交付額を執行しなければいけませんので路線間の流用を行い、全体改良費で1,632万円の総額的に減額を行いますけれども、それぞれの路線を言ってくださいということでしたので、委託費が、どこがどの路線が減額、どこの工事費が減額というのはですね、ありますけれども、言ったほうがいいですか。

○10番（井芹しま子君） あとでまたお伺いします。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい。

それと25ページの災害復旧費につきましては、今回の8月豪雨災で5件、河川が被害を

受けております。その5件分の災害復旧費の工事費となります。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。

今、道路新設改良費の中で、社会資本整備交付金の決定に伴い、財源等のやり繰りをしたということがございますけど、以前から資本整備交付金のほうが減額されているということで、それを見込んだ上で言い方は悪いですけども、その分の申請をしているようなやり方もしているということがございますけれども、当初の目的、目標というか、見通しとしては思ったとおりにきているのか、やっぱりそれでも少ないのか、そこあたりを答えられる範囲で結構でございますけれども、答えていただけますでしょうか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） これまで交付金の動向を見てみますと、大体要望額の以前まで、令和2年度まではですね、大体要望額に対しまして65%から80%内で推移をしておりまして。

今回、令和3年度の配分の結果からしますと、約ほぼ100%に近い額が交付決定をされています。これは国の施策であります国土強靱化あたりの対策で100%近い交付がなされています。それと、我が町においては交付金が出たあと、裏の財源措置をですね、過疎債等に委ねておりますので、その過疎債の配分等も含めたところで最終的な事業計画を交付決定後に事業計画を練り直しているということがございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） ただいまの道路の予算の中で考えられている、私が思っているところで、県道ですね、田口橋の所の県道の立体交差、あれの進捗状況というか、あれは今後どのような形で推移していくのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 現在工事自体はあまり進んでないような状況でございますけれども、すべての用地契約、補償契約、家屋の移転等が伴って、最後に追加の施工をされるんですけども、現在、田口橋の終点側に2軒ほど、まだ移転をされていないところがありますので、そこの新築が現在完成したところがございます。

今後、解体をされて、移転がされましたら追加の工事が発注されて、令和4年度中には完成の見込みと聞いております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） その件の工事に関連しまして、古閑区、八丁区あたりはですね、県の工事で道路改良したところと、今度、町がするところというところで分かれておりますけれども、たぶん県がしたところだと思うんですけども、カルバートボックス用水路

にかかると、現行より少し道路よりも高く、10センチ近く高くなっているということで、地元のほうでも、そのことについていろいろと、また要望が出ているかと思えますけれども、その点について、確認ですけれども、それに対してできる限り対応していただくということで確認をさせていただきたいと思えますが、どうでしょうか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） その地元からの要望につきましては、県の裁量でやるべきこと、町裁量でやるべきことがあると思えますけれども、現地調査をしてですね、できることはやっていきたいと思えますし、どうしてもできない場合もあるかと思えますので、その辺は協議をしながら進めさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 25ページの利子のところなんですけれども、公債費の、利子が524万減額になっておりますけれども、これについて説明をお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） これにつきましては、公債費のところでございますけれども、長期債の利子ですけれども、これは5月に借り入れた分、それと臨時財政対策債の金額の確定による調整ということでございます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、歳入全部について、質疑をお願いします。

12ページから16ページ、歳入全部についての質疑を行います。

次に本予算全部について、質疑をお願いします。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 5ページ、繰越明許費ですけれども、計算すると10億ほどの繰越明許になるわけなんですけれども、10億の繰越明許ということになりますけれども、それぞれにですね、簡単で結構ですので、こういった事情で繰越明許になるのかですね、事業の遅れ等があるんでしょうけれども、そういった点について、お尋ねをいたします。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） では、地域振興課のほうから空き家利活用促進事業と観光パンフレット作成事業について、説明を申し上げます。

空き家利活用促進事業につきましては、空き家バンク制度に登録された空き家に入ってください場合の空き家改修等に係る補助金を交付しております。

今現在3件の申請というか、相談等もっておりますので、その部分が3月まで完了ができないという見込みもありますので、その3件分を50万の3件分の繰り越しを考えております。

また、観光パンフレットにつきましては、3月31日まで完成をさせる予定でございますし

たけれども、新型コロナウイルス感染の関係でイベント等がすべて中止になっております。そういう部分の写真だったりとか、そういうデータ等がなかなか収集ができないという部分もありますので、1年繰り越しをして来年度完成を目指したいというふうに考えているところです。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは、私のほうから7款と10款について、ご説明をしたいと思います。

道路橋りょう費と住宅建設費につきましては、主に工事が多いんですけれども、計画的な工事を進めている中で、前年度から繰り越し分の工事を進めている部分があります。

そういった工事が終わったあとに、また令和3年度の予算で工事を進めるわけですが、その工事が3月、年度いっぱい終わらない可能性があるということで、繰り越しをお願いしているところでございます。

災害復旧工事についても、そのようなことで土木工事につきましては、熊本地震以来、工事建設が多ございますので、その辺の工事あたりから繰越事業が多くなって、その反動も現在まだあるということで、工事が遅れ遅れで前年度の繰り越し分を消化して新しい年度の分を消化するような形をとっておりますので、どうしても繰り越しをお願いすることとなります。

それと、住宅使用料等の滞納整理事業につきましては、これは弁護士費用のほうと委託契約をしておりますので、そういった訴状の作成委託期間が長引くため、繰り越しをお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） すみません、一つ漏れておりました。申しわけございません。

9款の教育費であります総合運動公園整備事業につきましては、これにつきましては、工事発注は建設課のほうにお願いをしておりますけれども、出水期時期に工事ができないという部分もありますので、その分の工事の遅れ等もありますので、その分で繰り越しを計上させていただいております。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6ページの債務負担行為補正の放課後児童健全育成事業委託料が載っていますが、くるみクラブ、ひまわりクラブ、利用されている児童数は何名でしょうか。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（宮崎貴美代君） 放課後児童クラブのくるみクラブとひまわりクラブの利用児童数ですけれども、10月現在くるみクラブが29名、ひまわりクラブが17名になって

おります。

以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 今の関連ですけど、くるみクラブが29名、ひまわりクラブが17名ということで、この委託料としては、ひまわりクラブのほうが大きいんですけど、こういった理由は何ですかね。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（宮崎貴美代君） 今回ひまわりクラブのほうで、債務負担行為を計上しております金額についてですけれども、今年度末で現委託業者と、ひまわりクラブとの運営について、委託業者との契約が切れるため、令和4年度以降は学校から近い町の施設で龍野ふれあいセンターを利用しての委託事業を考えております。

そのため、龍野ふれあいセンターの施設使用料と障がい児の受け入れを予定しておりますので、そのための人件費が大きな差になっております。

くるみクラブについては、町専用施設になりますので、施設使用料という大きな金額は入っておりません。

以上になります。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） 8番。

議案第62号、令和3年度甲佐町一般会計補正予算（第7号）でありますけれども、5,400万余りの追加補正ということで、歳入歳出それぞれ増減はありますけれども、主だった新型コロナ、また災害復旧工事で、質疑のほうも出尽くし、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第62号「令和3年度甲佐町一般会計補正予算（第7号）」を採決します。

本案は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第62号「令和3年度甲佐町一般会計補正予算（第7号）」は、原案どおり可決されました。

日程第10 議案第63号 令和3年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（宮川安明君） 日程第10、議案第63号「令和3年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（宮崎貴美代君） 議案第63号、令和3年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

令和3年度甲佐町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,040万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億953万7,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」によります。

令和3年12月10日提出、町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。

款3、県支出金に1,195万円を追加し、10億9,127万9,000円としております。

1の県補助金です。

款6、繰越金から154万6,000円を減額し、1億6,555万3,000円としております。

1の一般会計繰越金です。歳入合計、補正前の額14億9,913万3,000円に1,040万4,000円を追加し、15億953万7,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。款1、総務費から15万4,000円を減額し、3,353万2,000円としております。

1の総務管理費、2の徴税费です。

款2、保険給付費に1,195万円を追加し、10億6,767万円としております。

1の療養諸費、2の高額療養費です。

款8、予備費から139万2,000円を減額し、1,801万円としております。

1の予備費です。歳出合計、補正前の額14億9,913万3,000円に1,040万4,000円を追加し、15億953万7,000円としております。

次のページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為です。

事項、被保険者資格情報等管理業務料、期間、令和4年度、限度額26万6,000円です。

今回の補正の主な者は、一般被保険者療養諸費及び高額療養費の増額、それに伴う県支

出金の増額補正になります。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。

質疑につきましては、本予算全部について、質疑をお願いします。

本予算全部についての質疑をお願いします。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 債務負担行為がありますので、そこについて、お尋ねしますが、この資格情報管理業務を委託するということですが、ちょっと説明をお願いします。どこに委託をされているのか、お尋ねします。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（宮崎貴美代君） 資格管理情報委託料について、お答えいたします。

これについては、国保連合会との委託契約になっておりまして、被保険者の、例えば国保から社保になられたり、社保から国保になられたりした場合の、すみません。

国保でないのに、例えば社会保険に変わられたあとに、国民健康保険の保険証を持って病院にかかられたりして、病院のほうから国保として請求があがった場合とか、そういう資格関係のですね、情報を管理したり、間違っていた場合には病院や被保険者のほうに訂正等を依頼するというような形になります。

以上になります。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。

議案第63号、令和3年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、ただいま担当課長の説明にありましたとおり、1,000万程度の増額補正ではございますが、主なものが保険給付費による増額補正でございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第63号「令和3年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を採決します。

本案は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第63号「令和3年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」は原案どおり可決されました。

日程第11 議案第64号 令和3年度甲佐町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（宮川安明君） 日程第11、議案第64号「令和3年度甲佐町水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 議案第64号、令和3年度甲佐町水道事業会計補正予算（第1号）について、説明申し上げます。

次のページをお願いします。

総則第1条、令和3年度甲佐町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第2条、令和3年度甲佐町水道事業会計予算、「第8条」を「第9条」とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加えます。

債務負担行為、第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定めます。

事項、水道料金会計システム賃借料、期間、令和4年度から令和8年度まで、限度額1,831万5,000円、令和3年12月10日提出、町長名です。

今回の債務負担行為補正につきましては、現在使用しております水道料金会計システムの更新手続きのために設定させていただくものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。

本予算全部についての質疑をお願いいたします。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本田議員。

○12番（本田 新君） 議案第64号、令和3年度甲佐町水道事業会計補正予算でありますけれども、会計システムの賃借料の更新ということでありますので、この債務負担行為については、何ら異議なく賛成をいたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第64号「令和3年度甲佐町水道事業会計補正予算（第1号）」を採決します。

本案は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第64号「令和3年度甲佐町水道事業会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（宮川安明君） 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

明日11日及び12日は議案調査のため休会、13日は午前10時から本議場において会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後0時25分

1 2月13日 (月曜日)

令和3年第4回甲佐町議会（定例会）議事日程

(第2号)

1. 招集年月日 令和3年12月10日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開会 12月13日 午前10時00分 議長宣告
1. 散会 12月13日 午後2時36分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲斐良二	2番 甲斐高士	3番 田中孝義
4番 鳴瀬美善	5番 森田精子	6番 佐野安春
7番 荒田博	8番 宮本修治	10番 井芹しま子
11番 宮川安明	12番 本田新	

1. 欠席議員

9番 福田謙二

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北畑公孝 議会事務局書記 後藤理恵子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 奥名克美	副町長 師富省三
会計管理者 渡邊友美	総務課長 北野太
企画課長 古閑敦	地域振興課長 荒田慎一
くらし安全推進室長 佐々木善平	税務課長 奥名雄吉
環境衛生課長 橋本良一	住民生活課長 藤井貴美代
健康推進課長 福島明広	福祉課長 岡本幹春
農政課長 井上幸介	建設課長 志戸岡弘
会計課長 渡邊友美	町民センター所長 中林健次
教育長 蔵田勇治	学校教育課長 吉岡英二
社会教育課長 後藤喜治	農業委員会事務局長 井上幸介
選挙管理委員会書記長 北野太	

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

8番 宮本修治 10番 井芹しま子

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

日程第3 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

日程第4 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長（宮川安明君） おはようございます。

皆様にお知らせいたします。9番、福田謙二議員から本日の会議の欠席届が出ております。

これより、本日の会議を開きます。

今期定例会におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、議員、執行部及び事務局職員はマスクの着用をすることにしています。また、傍聴者におかれましても、マスク着用のうえ、指定された座席での傍聴にご協力をお願いいたします。

本日の議事日程を報告します。

本日の議事日程は、議席に配布のとおりですので朗読を省略します。

日程第1 一般質問

○議長（宮川安明君） 日程第1、一般質問を行います。

今期定例会の文書による一般質問の通告者は、4名です。

順次質問を許します。

なお、議事の進行上かねてからの申し合わせのとおり、1議員あたりの質問時間は、おおむね1時間とし、議事運営させていただきますので、質問者並び答弁者の的確な対応をお願いいたします。

最初に6番、佐野安春議員の質問を許します。

6番、佐野安春議員。

○6番（佐野安春君） 改めまして、皆さんおはようございます。

6番、日本共産党の佐野でございます。一般質問通告書に従いまして、質問を行ってまいります。

質問に入ります前に、今定例会、金曜日の町長の発言に触れさせていただければというふうに思います。

子ども医療費助成を郡内で歩調を合わせて、18歳までに引き上げようというお話だったというふうに思います。

このことは、町議会一般質問においても幾度となく出されていたと記憶いたします。これが実現すれば、子育て家庭への大きな支援になると思います。これからも子育て支援策が活用し、若い世代でにぎわう町、子育て世代に暮らしやすい町になればというふうに思います。

それでは、質問を進めさせていただきます。

今回の質問事項は3項目です。

第1に交通ネットワーク対策について、第2に避難所対策について、第3に子育て家庭への支援についてであります。

順序に基づき質問を進めさせていただきます。

質問項目、交通ネットワーク対策について、質問を行います。

効果的・効率的で持続可能な地域公共交通手段を具体化への目標を明確にして町民に示す必要があると考えます。

交通ネットワーク対策や、交通弱者に対する対策などについては、これまでの町議会においても幾度となく取り上げられています。私が調べたところによりますと、新しいものからいきますが、今年9月議会、森田議員が質問は「交通弱者に対する交通手段のその後の検討は」、答弁は古閑企画課長「高齢者の7割が地域公共交通機関を利用していない、バス停までのアクセスが不便、交通弱者への支援は必要、効果的・効率的な交通手段の構築を検討中」。

続いて2020年12月議会、井芹議員、質問は「高齢者の移動手段の確保について、タクシー券の発行は」、答弁は古閑企画課長「高齢者や交通弱者や免許返納者対策として検討を進めている、町営バス運行のあり方やデマンド型の調査・研究中、できるだけ早い時期に方向性を出したい」、2020年6月議会、森田議員、質問は「交通弱者などの移送事業調査検討状況は」、古閑企画課長の答弁内容は「現在分析中」、奥名町長は「今後の公共交通のあり方代替案を検討中」、2019年3月議会、荒田議員、「交通弱者への対応は」、答弁は一圓企画課長「町全体の公共交通の再構築が必要」、2019年9月議会、これは私です「高齢者移動手段確保の具体化を」、奥名町長の答弁は「町に合った方策を考えていく」、2019年9月議会、森田議員「高齢者の交通輸送体制を考えて」、答弁は北野企画課長「交通弱者対策を調査・研究する」、2014年3月議会、井芹議員、質問は「高齢者世帯へのタクシー券補助は」、奥名町長の答弁は「一般財源では対応するには厳しい」、私が町議会広報で調べましたら、議会一般質問において、最近の7年ほどにおいて、7回、4名の議員からの質問が行われております。

町からの答弁は「検討中、現在分析中、支援策を調査、考えていく、厳しい」などとなっています。このほかにも、そこが知りたいQ&Aで取り上げられたり、議案審議の中で町営バスの利用状況や交通弱者に対する改善策などの質問が行われていたと記憶しております。

第7次町総合計画第2編、都市基盤の整備の交通ネットワークにおいても、町営バスについては、運行形態の見直しを行うとありますが、町民の皆さんは、ずっと検討中となっている交通弱者に対する具体策がいつできるのか、はっきりしてほしいと強く願っております。検討中が長すぎるのではないかという意見も増えています。かなりの期間検討中となっているものから具体策への見通しはないのでしょうか。

答弁をお願いします。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（古閑 敦君） 具体策への見通しはないのでしょうかということですがけれども、議員がおっしゃられますとおり、これまで数度、一般質問において交通弱者対策については、質問を受けているところではあります。

地域公共交通に関しましては、平成31年に基礎調査を実施しております。調査内容の分析を行いながら、町全体や地区ごとの移動の実態、また移動の特性、ニーズについて分析を行い課題を検討したところではあります。

また、町営バスにつきましても、追加の調査といたしまして、今年度町営バスの利用状況の調査、また利用者に対する聞き取り調査なども行ったところです。

平成31年度の調査内容の分析結果につきましては、9月定例会の森田議員の一般質問で答弁したとおりでございますけれども、現状では路線バス、また町営バスのカバー状況、これでバス停から300メートル圏内では甲佐町の人口の約57%をカバーをしております。

また、500メートル圏域で考えますと、84%をカバーしているというような状況にもございます。

特に、町営バスに関しましては、一部地域で停留所以外でも乗降、乗り降りができますフリー乗降制、これも導入をしております。

当時から比べますと、比較的利便性、こういうものは高まっているのではないかと認識をしているところです。

このような状況の中で、実態では、地域公共交通の利用者は主に高校生が主体で、高齢者の利用は約7割の方が、まったく利用されていないというような状況です。

利用者は年々減少しておりまして、現在のコロナ禍で更に大きな影響を受けておりまして、生活路線の維持に公共交通事業は大変厳しい状況が続いているところです。

また、町内にはタクシーの事業者も2社営業をされているところです。まずは、地域住民の皆様には住民同士で相乗りをされたり、タクシーとバスを組み合わせで外出されるなど、負担を抑えつつ通勤、通学、また通院、買い物等で公共交通機関を積極的に利用していただき、生活路線の維持にご協力いただければというふうに思っております。

また今年度からは、交通弱者、また買い物弱者の対策の一つといたしまして、第7次総合計画にも掲げております移動販売事業、こちらのほうにも事業を実施することができております。

町内全域を周回することで、これまで長距離移動など伴います買い物、そういったものに苦慮されておられました特に移動手段を持たれていない高齢者の皆様の買い物環境、こちらのほうは向上されたものとみられております。

町営バスに関しましては、調査の結果や現在の利用状況等も踏まえまして、今後車体の小型化、また運行体制や事前予約制の導入など、そういった実証実験もできないかと検討を重ねているような状況になります。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 質問を進めさせていただきます。

高齢化に伴い、高齢者の運転免許者数の状況はどうなっているのか、また運転免許証の自主返納者の状況はどうなっているか把握されていますでしょうか。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（古閑 敦君） 高齢者の運転免許の状況、また自主返納の状況ですけれども、高齢者の運転免許者数につきましては、御船警察署管内では総免許人口が4万7,798人に対しまして、65歳以上の方が1万4,082人、29.5%ということになります。

これ本町の場合でみますと、総免許人口が7,130人で65歳の方が2,575人で36.1%というような割合になります。

また、高齢者の運転免許証の自主返納者につきましてはですけれども、こちらのほうが、平成30年度以降がちょっとデータが取れないということで、それ以前になりますけれども、平成29年度で37人、平成30年では31人の方が返納されているという状況と聞いております。以上になります。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 運転免許証の返納により、今の統計では状況がわからない部分になっているということで、平成29年度、30年度だけをあげられましたけど、免許証がなければ移動手段としては厳しくなってくるわけですけれども、交通弱者というふうな捉え方でいけば、弱者が増加しているというふうに思います。

熊本県のホームページには、運転免許証返納者へのバス、電車事業者によるサポートとしての運賃の半額免除や、市町村によるサポートとして乗り合いタクシーの運賃半額割引など、近隣自治体の嘉島町、益城町、山都町、美里町など、27市町村が実施をしております。

熊本県の令和2年度市町村交通施策状況調査によれば、道路運行法に基づくコミュニティーバスが15市町村、乗り合いタクシーが32市町村で運行されているほか、3町村では無償のコミュニティーバスも運行されています。乗り合いタクシーとコミュニティーバスの両方を同時に運行している市町村が10自治体あります。

県内自治体の住民に対する交通対策は、自治体の状況によって様々ですが、時の経過とともに変化していると感じます。具体的な内容をスピーディーに決定し、町民の皆さんに示すときは来ていると考えます。

国交省の資料に、デマンド交通電話予約システム導入ハンドブックがありますが、交通手段の選択として、デマンド交通かコミュニティーバスか、タクシー利用券補助かがありますが、需要状況や住民の要望などの方向は決まってくるのではないというふうに考えます。

国土交通省の資料を見れば、従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源を位置づけて地域の移動ニーズに、きめ細かに対応する地域公共交通計画を作成する必要があるのではないのでしょうか。

計画作成の見通し、いつまでに作成予定なのか、お聞かせください。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（古閑 敦君） 地域の公共交通の状況の住民意識につきましては、それぞれ自治体で異なりまして、自治体でその実態調査を研究したうえで、それぞれ採用されているものと思います。

他自治体で行われております内容が、そのまま本町のほうに、実態に適用しているかというのがありますので、その辺については、今後も研究が必要かと思えます。

あと地域公共交通計画の作成が必要であるのではないかということですが、この地域公共交通計画に関しましては、昨年度地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正によりまして、改正前の「地域公共交通網形成計画」、こちらのほうから「地域公共交通計画」というふうに改称されまして、あわせて計画の策定が努力義務というところになったところです。

策定の状況といたしましては、県内の市町村では令和3年5月末のデータではございますけれども、単独の市町村で策定されておりますものが15の計画、それと広域で策定されました三つの計画が策定をされているところになります。

甲佐町におきましては、現在のところ策定はしておりませんが、今後の地域公共交通に関する指針の策定に向けて現在動いているところにあります。計画策定につきましては、努力義務ということとなっておりますけれども、現在のところ策定の予定はしておりません。

まずは、現在作成、動いております基本方針、こちらのほうを仕上げまして、本町の地域交通のあり方、また方向性を見だしまして、今後この地域公共交通計画の策定の必要性が出てくるのであれば、計画策定について、検討をしていきたいというふうに考えているところです。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 長い間、町民の公共交通機関として活躍してまして町営バスの運行形態については、見直しとか、いろいろ考えてらっしゃるということでしたけれども、また移動販売については、実際に動いて町民に喜ばれている面があるというふうなことでお話がありましたが、やはり町民の利便性、交通弱者に対する改革といいますか、そういった点では、もっと目に見えるという形といいますか、変わったなというようなところで、ぜひ具体的な案が町民に見えるような形で手を打っていただきたいというふうに考えます。

続いて、質問事項の2番目、避難所対策について質問を進めます。

毎年、豪雨や台風で避難所開設が必要とされている状況だというふうに思います。

今年の避難所開設の状況はどうであったのか、問題点はなかったのか、答弁をお願いします。

○議長（宮川安明君） くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（佐々木善平君） それでは、お答えいたします。

今年の避難所の開設につきましては、5月の大雨及び8月の台風9号並びに11日からの長雨、これで延べ12日間、コロナ禍ということで、甲佐小学校の体育館などを中心に23回にわたって開設をいたしました。その間の避難者数は、延べ4世帯、6人であります。

特に問題が発生したという報告は伺っておりません。

以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 今年は、その前の年と比べたら大きな被害といたしますか、避難された方も、かなり少なかったという状況だったというふうに思います。

内閣府の避難所運営ガイドラインでは、「被災者の健康を維持するために避難所の質の向上を目指す」とあります。「避難所を開設するだけにとどまらず、その質の向上に前向きに取り組むことが被災者の健康を守り、その後の生活再建への活力を支える基礎になる。発災後に取り組むことは当然であるが、発災前の平時からの取り組みが欠かせない」と述べております。

同じく避難所の備蓄として、毛布、非常食、飲料水の確保、災害用トイレ、衛生用品、マスク、アルコール、ティッシュ等、非接触体温計を備えることはあげております。

本年6月定例議会一般質問において、私が「避難時の携行品に寝具は外せないのか、毛布類を避難所に用意することはできないのか」と質問し、くらし安全室長は「他町でも同じような放送をしているところがある、あくまで協力をお願いしている」と答弁をされています。

しかし、内閣府の避難所運営ガイドラインでは、「避難所の質の向上を目指す」とあり、同ガイドラインでは、避難所の備蓄として毛布をあげております。そうした意味では、町民に負担を要請するのではなく、移動するのに負担になるようなものについては、はずすべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（佐々木善平君） それでは、お答えいたします。

避難所の携行品の関係についてでございますけれども、町ではコロナ禍での避難所運営のために衛生用品、あるいは簡易ベッド、間仕切り、組み立て式テントや毛布などをはじめ、相当数の物品などを備蓄しております。

それらにつきましては、町の備蓄倉庫等に分散をして保管をしております。各避難所からさほど遠くもありませんし、いつでも利用できるようにしてございます。

6月の一般質問でも毛布につきましては、ありますけれども、準備のできる方については、あくまで協力をお願いしたいというふうに先ほどおっしゃいましたように答えております。

これは一夜の避難で終わる場合などにつきましては、避難所は安全確保の場所だと考えております。負担を押しつけているわけではなく、「できるだけ寝具、食料品等を自分で準備できる方は、ご持参ください」と、ご協力お願いしているところでございます。

ほとんどの方が車で避難されることを想定をしておりますし、徒歩等で避難をされる方や、避難に支援が必要な方などで、どうしても寝具等の搬入が困難な方にまで持参を強いるものではございません。要は、ご自分で準備できることは自分でやっていただく、これが避難される方の基本ではないかというふうに考えます。

例えば、住宅が被害を受け、着の身着のまま避難をし、長期の避難生活が必要となれば、

生活支援として当然必要なものは準備をいたします。

災害が発生すると、役場職員も通常業務に加えて、災害対応業務に従事いたします。熊本地震で経験されましたように、役場職員につきましては、一生懸命住民の皆様の対応をいたします。住民の皆様にあっても、どうか自分でできることは自分でする自助、そしてみんなで助け合う共助、それに自治体による支援、公助、これが災害対応の基本であるというふうに考えます。

総合防災マップや総務省、消防庁のホームページにも避難所への持参品の中に毛布も含めてございます。あらかじめ準備できるものは、個人で準備をしていただくということでございます。どうか、ご理解をいただきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 避難所で必要とされる物品は、今、室長もお話されて、備蓄倉庫に保管をされて、いざという時は、そちらのほうから準備をされるというお話でしたが、備蓄倉庫に保管することも当然ではあると思いますが、避難所に何もない状態から備蓄倉庫から移動するというよりも、避難所にもやっぱりそれなりの備蓄というのは必要ではないかというふうに考えます。

町民の避難者に対する要望・要請ということも必要な面もあるとは思いますが、避難所の質の向上ということ避難所運営ガイドライン、内閣府が作った運営ガイドラインにはですね、それを目指すというようなことを載せてありますし、やっぱり認識の違いというようなところもあるかもしれませんけれども、移動するときに毛布というようなことを、持参するということはですね、なかなか厳しいというような状況もあるかと思えます。できる人はというようなことも条件ではありますけど、そここのところは、くらし安全室長と私と認識が、ちょっと合わないところがありますけど、そこはまた検討課題といたしますかですね、そういうふうに考えます。

質問を進めさせていただきます。

町総合防災マップには、避難場所、避難所一覧が掲載されております。

指定避難所兼指定緊急避難場所と公民館と自主避難所には施設の解説はありません。他の避難所や避難場所と同じように解説を載せたほうがいいのではないかと考えます。

また、福祉避難所については、今年の6月議会において、1施設から7施設に増えたというふうな答弁がっております。そういう点では、追加の資料を町民の皆さんに配布することも必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（佐々木善平君） それについて、お答えいたします。

指定緊急避難所、避難場所、指定避難所、それから福祉避難所のところに、それぞれ総合防災マップを見ても解説をさせていただきます。

それぞれ解説をさせていただきますので、指定避難所兼指定緊急避難場所のところは、特に

あえて解説する必要はないかというふうに考えております。必要があればですね、新たな資料でお示しをしたいというふうに考えております。

それから、避難所の変更につきましては、既に追加の資料を配布すべく準備をしております。避難情報の変更がございましたけれども、その際もそれに関するチラシタイプの資料を全戸配布しております。そのために総合防災マップの最後のページ、この最後のページを見ますと、ポケットを付けておりますので、ここをご利用いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 質問を進めさせていただきます。

指定避難所兼指定緊急避難場所の宮内地区社会教育センターは、今のところでは宮内地区唯一の避難場所となっておりますが、緊急の場合に施設に入るのに大変な不便さを感じます。

県道から施設に進入する道路については、入り口の道幅が約2.2メートルと大変狭くなっています。また道路途中には、道路の傷みがひどく改善が必要だというふうに考えます。

道路の途中にある排水路は金属カバーが規格にあってないものが設置されていて、非常に危なく水路の水は斜面に垂れ流し状態で、このままでは崩れる可能性があるというふうに思います。打出方面からの進入は入りにくい構造になっていて、改善する必要があるというふうに思います。

また、県道からのぼり上がったグラウンドには照明がありません。ほかにも改善する必要な点はあるかと思いますが、以上の点での答弁をお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） 宮内社会教育センターへの進入路について、お答えいたします。

今、議員がおっしゃいましたとおり、道路の傷み、また排水路のカバー、これはグレーチングの蓋（ふた）だと思います。こちらにつきましては、現地を確認いたしましたところ不具合が見られましたので、こちらのほうについては、対応していきたいと考えております。

また、県道からの入り口、特に打出から進入路につきましては、入りにくいというご指摘でございますが、たしかに現状、県道からの入り口は道幅も狭く、カーブの頂点あたりにありますので、入りづらくはなっております。

現状での改善というところでは、県道の幅も狭く高台にありますので、勾配をとるのも厳しい地形かと考えるところでございます。この県道につきましては、町及び県道三本松甲佐線道路整備促進期成会のほうから県のほうへ拡幅の要望を出しているとお聞きしておりますので、県道の改良工事とあわせ一体に考えるところでございます。

また、照明につきましては、現在整備を行うように地元と協議を行っているところでご

ざいます。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） いろいろと問題点については、解決していくようにということで答弁がありました。

ぜひ早めに改善ができることをというふうに考えます。

災害対策基本法施行令20条の6には、指定避難所の基準としていくつかあげられております。「速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。」「車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。」などの要件があります。現状のままでは適合しているか疑問となるところがありますので、ぜひとも速やかな改善をというふうに考えますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

続いて、コロナ禍での避難所運営で心がけねばならないことは、何かありますでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（宮川安明君） くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（佐々木善平君） それでは、お答えをいたします。

コロナ禍での避難所運営ということでございますけれども、基本的には避難所から感染者を出さないことが大切であります。私ども内閣府が示したガイドラインに沿って実施しております。

避難所開設にあたっては、受付時の感染対策として避難者の検温などを実施し、健常者と、そうでない方の対応をきちんと行います。

避難者の配置の基本は、三密を避けソーシャルディスタンスを確保します。また、避難スペースの換気、トイレなどの共有部分の消毒を徹底してまいります。

いつも申しておりますが、避難をされる方にありまして、安全な親戚や知人宅、指定避難場所以外への避難も検討していただきたいというふうに思いますし、さらに避難される際には衛生用品や体温計等を持参していただくなど、感染予防対策にぜひともご協力をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） まだコロナも感染拡大が広がる可能性も十分あるというようなことで報道されております。いつそれが起こるかというのはわかりませんので、ぜひしっかりとした対策をお願いしたいというふうに思います。

質問を進めさせていただきます。

日本防災士機構の「防災士教本」の「避難所とは」の定義の中で「避難所に入る人は、必ずしも地域の住民に限定されず、たまたまその土地を訪れていた旅行者なども対象となる」とありますように、地域の住民だけでなく誰が見ても避難所だという表示は必要なことではないかというふうに思います。

内閣府の災害種別図記号による避難場所表示の標準化や標準化の取組に関する通知には、地方公共団体における災害種別図記号による表示方法の周知、普及活動の推進があげられております。避難所の表示や図・記号の表示の周知や普及は必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（宮川安明君）　　くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（佐々木善平君）　それでは、お答えいたします。

たしかに熊本市などでは、学校等に避難所であることを示す表示等がしてございます。

甲佐町にありましては、主たる避難所が国道、あるいは県道沿いであり、わかりやすいということがあります。

また、町のホームページにも載せておりますので、現在のところ表示等の設置は考えておりません。

浸水深の表示、リアルハザードマップにつきましては、今年の防災計画にも追加掲載をしておりますので、今後指定避難所等への表示を計画しております。

以上です。

○議長（宮川安明君）　　佐野議員。

○6番（佐野安春君）　今、答弁にありました町地域防災計画書で、リアルハザードマップの設置ということで、浸水深や避難所などの標識設置ということがうたわれております。

そこでは、やはりこの避難所の表示、図記号の表示というようなことは、私は必要であるし、このことも計画書の中にも掲げてありますので、やはり知っているものというふうには認識でなくて、誰にでも知らない人にもわかるというふうな図記号、それと避難所という表示は、私はないよりもあったほうがためになるというふうには思いますけど、どうですか。

○議長（宮川安明君）　　くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（佐々木善平君）　それは議員おっしゃるとおりでございまして、まず避難所等につきましては、それぞれ担当課がございまして、担当課あたりと検討しながら表示すべきと判断した場合には表示をする。あるいは、そのほかに表示の方法、表示を伝えるような方法があればですね、そういうことで対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮川安明君）　　佐野議員。

○6番（佐野安春君）　やはり内閣府も必要だというふうに考えて、地方公共団体で周知、普及の推進をうたっておりますので、ぜひ町においても推進、やっぱりこういったことの推進は図っていただきたいというふうに考えます。

質問を進めさせていただきます。

最後の質問になりますが、子育て家庭への支援についての質問です。

令和2年度、2020年決算、地域改善対策費、地域改善対策進学補助金62万1,868円の支出がありますが、その内訳はどうなっておりますでしょうか。

○議長（宮川安明君） 町民センター所長。

○町民センター所長（中林健次君） 令和2年度、地域改善対策進学補助金ということで、62万1,868円の支出内訳について、お答えいたします。

小学生入学支度金2名、3万9,800円、高校生入学支度金1名、4万円、専修学校入学支度金1名、8,000円、高校生奨学金17万2,200円、大学奨学金1名、21万円、専修学校奨学金2名、11万4,800円。

続きまして、小学生の修学旅行費4名、3万7,068円ということで、以上になります。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 地域改善対策進学援助金制度は、住民等の教育の充実向上を図ることを目的とするというふうにあります。その効果について、統計とか記録とかありますか。

○議長（宮川安明君） 町民センター所長。

○町民センター所長（中林健次君） 効果についてということではありますが、統計とか記録はあるのかということですが、統計や記録はありません。

効果について、ここ5年間で申し上げますと、高校進学では第1希望の高校に入学をし、就職につながっているというふうに考えております。

それから、専門学校、短大、大学に進学されています。それから、専門学校に進学された方は農業、保育士、地方公務員。短大に進まれた方は保育士、として就職をされている状況でございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 効果はあっているということですが、このような進学援助金制度というのは、町としての支援制度は、ほかにありますか。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 進学の援助制度ということですが、この進学の援助につきまして、ほかの制度はございません。

ただ、生活保護対象の要保護世帯と、それに準じる準要保護世帯に対しましては、児童生徒への就学援助の制度がございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 今、答弁にありました就学援助制度ですけれども、就学援助を受けている児童生徒の割合というのは、児童生徒総数の何パーセントになりますでしょうか。

○議長（宮川安明君） 町民センター所長。

○町民センター所長（中林健次君） 令和2年度で申し上げますと入学支度金、令和2年度に入学された小学生に対しましては、2.1%、中学生につきましては、入学者がおりませんでしたので、該当なしと。

それから、高校生につきましては、入学支度金でございますが、1.3%、大学・専門学

校につきましては、入学者総数を把握しておりませんので、割合はちょっとお答えできないということになります。

それから、奨学金につきましては高校生が1.7%、大学生と専門学校につきましては、同じく入学者総数は把握しておりませんので、割合については、お答えできないと。

修学旅行につきましては、小学生が4.2%、中学生・高校生につきましては、コロナ禍により修学旅行が未実施となっております。

それから、通学援助金、下宿援助金につきましては、該当者がおりませんでした。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） それでは、学校教育のほうから就学援助について、お答えいたします。

就学援助を受けている児童生徒の割合は、令和2年度では総児童生徒数が843名中、要保護、準要保護、あわせて108名ということで、全体の12.8%となります。

以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 質問を進めさせていただきます。

地域改善対策進学援助金は、旧同和对策事業特別措置法第1条に規定する対象地域に居住する住民等の進学を援助し、教育の充実・向上を図ることを目的とされています。

また、就学援助については、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者及び準要保護が対象となります。これ以外の町民は、義務教育から大学まで町からの支援制度は今答弁があったようにありません。

コロナ禍で学生の生活困窮が社会問題となり、全国的に救済が行われました。また、政府はこれからの経済対策として大学生、専門学校生に対して修学継続資金10万円の支給を検討しています。これらの制度は、コロナ感染症の減少や経済への影響の減少等によって変化はするものと思われませんが、広く国民を支援するものとして必要なものと思います。

旧同和对策事業特別措置法に規定された対象地域に居住する住民等の進学を援助し、教育の充実を図るだけの限定的な支援策でなく全町的に地域改善対策進学援助金制度のように小学生から大学院生までの児童生徒、学生への支援としての制度をつくることはできないのかと考えます。

県内の生徒・学生等への支援の状況を調べてみましたが、市が14市中12市、町村が31町村中16町村、合わせて28自治体が奨学金制度を創設しております。全体の6割以上の自治体が貸付性の奨学金制度を創設し、経済的な理由で修学が困難な方に対して援助をしております。奨学金の対象となるのは、高校生、専門学校生、大学生などとなっています。

町では、支援の内容としては、地域改善対策進学援助制度がありますので、それを基にした支援策はできないのかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 地域改善対策の進学援助制度につきましては、議員先ほどから

おっしゃっておりますとおり、居住地によって就職等の差別的扱いを受けたり、また、そのことによって安定した収入が得られずに、子どもの修学について、苦慮されていた、そういう現実があります。

そういった同和問題の解決に向けましては、子どもの教育力を磨いて修学の環境を整えるとともに、また就職にあつては、その選択肢を広げることもつながってまいりますので、問題解決に向けては意義ある施策として、これまでも継続して行ってきた経緯があります。

たしかに、この地対財特法については、平成14年3月末をもちまして、失効はしておりますけれども、議員もご承知のとおり、その後、部落差別解消推進法、この法律が平成28年12月に成立をしております。

この中においては、部落差別を解消するための教育及び啓発を行うよう国と地方公共団体の責務を明確にされたところでもあります。そうした背景にありまして、対象地域の子どもたちが保護者の経済的な理由により進学を断念することなく小学校、中学校、高校、専門学校、あるいは大学で学び、安定した就労につながるよう援助金を現在まで支給しているものでありまして、おっしゃっているような低所得者に対する全体的な支援といった考え方には若干相違があるというふうな考えを持っております。

それと、子育て支援の全体的な考え方については、いつも私は申し上げるんですけど、全体を見て、一つのことだけを見ずに全般的に甲佐町として、どういう支援策をやっているのかと、当然、他町でやっているけど、本町にはやっていないものもありましようし、本町でやっても他町にはやっていない、そういった事例というものはたしかにあるかというふうに思っておりますので、質問の冒頭に来年度に向けての18歳以下まで医療費の無償化の政策を対象年齢を引き上げるというような考え方もお示したところでありまして、4期目の政策のマニフェストの子育て支援の一つの策としては、そういった医療費無償化を高校生までに延長すると、対象枠を広げるということで、4期目の対象をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 地域改善対策進学援助金については、今、答弁がありましたけど、その成果とか効果とか、そういったものは当然これだけ町としてもですね、支援をしているわけですから、結果は出ているというふうに思います。

それ以外の他の自治体でも行っています奨学金制度とかですね、やっぱり町民の子育て支援、そういった進学のを町としても支援をするといったことを、ぜひお考えいただければというような思いがあります。

第7次の町総合計画にもあります子育て家庭への支援を通じて、子育てサービスを充実すると、それも具体的な支援策というのが、やっぱり必要ではないかなというふうに考えます。

私の質問は、まだ時間はありますけど、以上3点であります。

これで終わらせていただきます。

○議長（宮川安明君） これで、6番、佐野安春議員の質問は終わりました。
しばらく休憩します。11時より再開いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番、井芹しま子議員の質問を許します。

10番、井芹しま子議員。

○10番（井芹しま子君） 10番、井芹です。今回は大きく3点について質問をさせていただきます。

1点目は就学援助金の拡充についてでございます。これまで就学援助金の拡充につきましては様々な点を取り上げさせていただきました。所得基準の引き上げであったり、民生委員の意見の削除、援助金の口座振込、入学にかかる経費の入学前の前渡し、案内状の改善などなどですけれども、この間、所得基準の引き上げや入学に係るランドセルなどの経費の入学前支給など、関係者の方々の努力によって前進していることは、保護者の皆様にとりましても大きな支援になっていると考えます。

ご承知のとおり、就学援助金制度は、憲法25条、26条、教育基本法4条、学校教育法19条の規定に基づき、経済的理由によって義務教育を受けることが困難な児童、生徒の保護者に対して、自治体が就学に必要な経費援助を支給し、義務教育の円滑な実施を目的としています。

ところで、町のこの就学援助の援助費目ですけれども、そしてまた、合わせて費目金額ですけれども、これはどういう設定をですね、しておられるのか、まずお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） はい、ただ今のご質問でございますけれども、井芹議員がお話されたとおり、この制度につきましては学校教育法の第19条において、経済的理由によって就学が困難ということについて、市町村は必要な援助を与えなければならないというふうに定められております。

甲佐町におきましては、国の基準と甲佐町の実情に応じてですね、そういった資金に対して認定して、支援を行っているということでございますけれども、費目についてはですね、甲佐町では学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費と修学旅行費、それと通学費、卒業アルバム代等ですね、これは近隣町村に比べまして、うちは多い項目でですね、支給しているというようなことでございます。

金額についてはですね、それぞれちょっと額がありますけれども、定額、国の基準の定額の部分と、一部実費のものがございますけれども、要保護世帯についてはですね、修学旅行費のみが学校教育課より実費で支給しているというようなことでございます。それと、

認定につきましても、世帯の総収入額が国の定める生活保護基準に基づいた最低生活費に占める割合、これにつきましても、国が100%に対しまして、甲佐町では130%と緩和された範囲ですね、支給を行っているというようなことでございます。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 今の援助費目の中でですね、卒業アルバムというのがありましたけれども、要項の中ではですね、大まかに書いてあると思うんですけども、この卒業アルバムということについてはですね、目にしてなかったんですけども、それは要保護の場合はですね、卒業アルバム、またタブレットなどの通信費等がですね、入っているわけですけども、準要保護についても、この卒業アルバムについては甲佐町は入っていることですね。ちょっとそこを確認させていただきます。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） はい、これにつきましては、準要保護につきましても入っているということでございます。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） わかりました。所得基準についてもですね、今おっしゃっていただきましたように、なかなかこれは格差がございます。生活保護基準であったり、それからまた1.1、1.2とかですね、1.3というのはですね、総体としては少ないので、町の取り組みとしてですね、これは本当に大いに評価をさせていただきたいというふうに思います。子育て支援のですね、大きな支えになっているというふうに思います。

援助費目や援助単価につきましては、国の基準に準じているということですけども、この甲佐町、そうした中でですね、この甲佐町の就学援助の推移につきましてもですね、資料をいただきました。年々ですね、増えておりますので、率的にもですね、増えているんだろうというふうに思いますけども、先ほどの佐野議員の質問の中にもですね、12.8%と、令和3年度でですね、答弁をされておりますけども、各年、毎年ごとにですね、この利用者が増えておりますけれども、この点についてはですね、担当課ではですね、経済的理由というのがもちろん大きくあるんでしょうけども、そこら付近についてはですね、増えている背景とかっていうのはですね、そういった分析とか、そういったことをされておられますでしょうか。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） はい、就学援助費の利用者推移でございますけれども、お手元の資料のとおりでございます。28年度が要保護、準要保護合わせて53名でございます。令和元年度で105名、令和2年度108名というふうに倍近く増えているということでございますけども、要保護についてはですね、28年度が要保護者が10名、2年度は5名ということで、若干は減少しておりますけれども、準要保護につきましても、50名が103名になっているということございまして、年々増加しているということでございます。

要因につきましてはですね、調査を行ったわけではございませんのであくまでも推測とい

う形でお答えさせていただきますと、熊本地震の影響に加えまして、立ち直ってきている、復興をしている中で、ここ2年間またコロナウイルス感染症の拡大しております。そのような関係です、非常に経済面です影響を及ぼしているんじゃないかというふうに思っているところです。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 経済的理由がですね、大きく影響しているということで、そういった点です、利用に結びついているのはですね、皆さんの取り組みの結果だというふうに思いますし、子育て世代にとってもですね、そういった点ではですね、そういった制度が活用されているというのはですね、本当に良いことだというふうに、傾向だというふうに思います。

ちなみに、この援助率なんですけれども、令和3年度にですね、文科省が出しております就学援助実施状況調査結果というのを出してるんですけれども、令和元年度の全国平均は14.53%、都道府県別を見ますと、熊本では平均で15.07%、最も高いのは高知県の25.75%、他にも20%を超えている県は、福岡県が22.24%、沖縄県は24.24%、鹿児島は22.49%などがあります。この数値は平均値ですので、県内でもですね、高い低いというのが当然あるというふうに思うんですけれども、そうした差がですね、どこから出てくるのかですね、一概には言えないというふうに思うんですけれども、様々な取り組みの過程、地域状況、様々あるというふうに思うんですけれども、こうした数字についてはですね、担当課としてもですね、気になるころだというふうに思うんですけれども、こういった点のですね、様々な分析、そういったことをやりながら、やられているのかですね、ちょっとお尋ねをいたします。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） その分析というのはですね、行っておりませんが、周知方法についてはですね、他町ともお話をし、きちんとした周知をしているつもりでございますけれども、その方法についてちょっとご説明いたしますと、小学校入学前にですね、実施されます就学時健診というのがございます。この際にですね、チラシを配布いたしまして、教育委員会のほうから説明に伺います。その際に入学前の支給とはどういったものかとか、どんな人が対象になるのか、申請方法はどうか、認定がいつ頃になって援助金はこういった形で支給されるのかと、そういったことをですね、事細かに詳しく説明を行っております。また、在学している児童生徒にはですね、学校を通じて毎年またチラシを配布しております。同じような形のチラシを配布しているところでございます。そのほか、ホームページにはですね、掲載しております。

本町の周知のあり方でございますけれども、その世帯が先ほども申しましたように最低生活費に占める割合が、国の基準が100%に対して130%と、井芹議員からもご評価をいただいたところでございますけれども、そのようなことをですねお知らせする際には、内容や算定方法についてそれぞれの自治体で違いますので、誤った判断とかですね、誤った認識をされないよう、捉え方をされないような形で周知しているつもりでございますので、制

度の利用をですね、希望される家庭につきましては、まずは学校を通じて教育委員会に申請をしていただくと。それから教育委員会議において、内容等の詳細な審査を行いまして、ご本人にきちんと認定の有無についてを通知するというようなことで、学校と連携して、なるべく混乱がないような形で周知を行っているということですね、それからもうご本人さんの申請という形になりますので、こういった形でその平均よりもちょっと低いということですけども、その件についてはですね、周知の方法を徹底しているというふうに思っているところです。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 周知の仕方とかですね、認定までのですね、経過については、今課長が答弁をいただきました。気になるのはですね、今その援助率の格差ですけども、一番高い、高知県が一番高いということですね、高知市のですね、私も就学援助の案内をネットで見ました。見て本当に感心したところがあります。それは、就学援助とはというまず文言なんですけども、まずこの文言はどこでも当然ありますけども、多くの自治体は、甲佐町もそうですけども、就学援助について、経済的理由で就学が困難と認められる保護者に対してという文言が大半ですけども、しかし、高知市の案内はですね、「この制度はお子さんが学校生活を送る中で経済的理由で困ることのないように、学用品、学校給食費等の援助を行うものです。なお、学校の教育活動に基づく援助制度ですので、学校と教育委員会が連携して援助を行っています。」というふうにあります。まあなんと優しい表現ではないかというふうに思いました。そして、援助の内容とか援助費、また援助を受けられる収入の目安もきちんと載せてあります。非常に丁寧な案内です。これだったら受けられる、受けられないがわかりやすい。後ろめたさや躊躇も和らぎます。

コロナ禍だけではなくてですね、その以前からですね、不況は続いています。雇用や所得環境も厳しい中に、さらに現在では原油価格の高騰でガソリン代や光熱費、食料品など、様々な商品の値上げが子育て世帯を直撃しています。子育て支援は一家庭のためだけのものではないというふうに考えます。少子化が進行しております。その背景には、若い世帯の経済状況や雇用の悪化があることは明らかですけども、その中でなぜ産めないのか、産まないのかというアンケートの記事を目にしたことがありますけれども、子育てに金がかかる、教育にお金がかかるということがその理由のトップでした。そういった点でも、いかにこの制度ですね、利用できる人は利用してもらうか、ぜひ少しでもですね、案内のあり方といたしますか、もう一歩ですね、詳しく学校でも説明をしていただけるということですけども、ホームページ、それから要項等を見ましてもですね、もっと詳しくわかりやすく、そういった点ではですね、あと一歩かなというふうに思いますので、その点の改善もですね、ぜひお願いをしたいというふうに思いますけれども、そういった点ではどうでしょうか。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） はい、今もう一歩というふうなお話をされたんですけども、先ほども申しましたとおりですね、甲佐町としてはですね、130%に緩和していると

いう時点で非常に優しいんじゃないかということと、それと、チラシをこうやっていつも配布して、持って配布しますけれども、この文言にはですね、経済的理由により就学が困難と認められるというふうになってますけれども、他の県についてはですね、おっしゃるとおりあまりこう、今参考に出された県と変わらないような形でですね、しているつもりだと思います。それと、説明についてもですね、私でなくて女性の優しい言葉で説明されるので、非常に分かりやすい優しい説明じゃないかというふうに思っているところです。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 丁寧ですね、説明をされているということですけども、まずはですね、どうしようかって思うときにですね、やっぱり今の人たちはネットなんかも開くわけですよ。そういったこととか、やっぱり詳しくそういったもので調べますのですね、そういった点ではそういったところの方の改善というか、そういったところもですね、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

次に、修学旅行費の援助についてお尋ねいたします。修学旅行への援助費はですね、その支払いについてお尋ねしたいと思ってるんですけども、修学旅行費はですね、現在学校で積み立てで、保護者の皆さんがですね、積み立てていらっしゃるんですけども、修学旅行は援助費から出るようになってはいますけれども、積み立てができない、また、就学援助費がですね、後から出るため支払いができないなど、所によってはですね、修学旅行に行けないという生徒が出ているというふうな記事をですね、目にしましたけども、甲佐町ではそのようなケースは無いのかお尋ねをいたします。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 修学旅行費目の支給についてですけども、まず一般的にですね、修学旅行代金といいますのは、委託契約した修学旅行の旅行会社がですね、あらかじめ想定される費用をですね、算定しまして、学校に通知します。それが学校を通じて保護者に周知なされるということでございますけれども、保護者がですね、直接業者に支払いをするという形になります。学校は入らずにですね。周知するのみということで。直接業者に支払いを行うということでございますけれども、その方法については、一括か分割か選択できるように業者のほうともですね、うちのほうでお願いをしているところでございます。

その後、実際の精算についてはですね、旅行終了後ということになります。これにつきましては、修学旅行費の支給金額というのはですね、国の基準により上限金額が設定されております。それが実費の支給で、どちらかの金額の少ないほうでの支給となりますが、今まではですね、一般的に上限金額のいかない範囲ですね、ちょっと下の範囲で、実費での支給のみということに今まではなっているところでございます。

そのような理由からですね、就学援助金からの修学旅行費の支給につきましては、額が確定してからの支給ということになりますので、事前の支給というのはですね、しておりませんが、事前の修学旅行費の支払いが難しい、そういった家庭につきましては

すね、委託旅行会社への支払いについて、少し遅くなりますけれどもということで協議確認の上に、町から就学援助費の支給後に修学旅行費をですね、その家庭から業者に納めていただくと。その家庭につきましてはですね。というふうに猶予していただいているところでございます。

本年度につきましてもですね、1件、2件そういった所がございましたので、今のような対応をして業者とお話しして、猶予していただいているところでございます。以上です。
○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 積み立てや支払いができなくて修学旅行に行けなかったお子さんはいないというふうに判断をさせていただきました。支払いについてもですね、業者の皆さんへの猶予をですね、要望しながらですね、町としても配慮ある取組みをされているというふうに思います。

今後ともですね、そういった金銭的な面ですね、子どもさんたちがですね、後ろめたさやそういったことがないように、ぜひともそういったことを配慮しながらですね、取組みを進めていただきたいというふうに思いますのでよろしくお願いをいたします。

最後に、民生委員のですね、問題についてなんですけども、これも私も、これ度々質問させていただいたことがあったんですけども、ちょっとこの一言、民生委員の方の意見を聞くというようなことは、甲佐町もあっているのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） これにつきましては、教育委員会議会で認定しますけども、それにつきまして地元の民生委員さんの意見書を添えた形で提出していただいております。ですから、甲佐町においては、金額的な問題だけじゃなくてですね、家庭の実情に応じた形でも加味してしておりますので、民生委員さんの詳しい意見書は必ず添えていただいているところでございます。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） この点についてはですね、また改めて質問させていただきたいと思っておりますけども、2点目についてですけれども、原油価格高騰対策についてお尋ねをしたいというふうに思います。

ご存知のとおり、7年ぶり原油価格の高騰が、このコロナ禍による経済停滞にさらなる追い打ちをかけております。原油価格の高騰は、燃料費の負担にとどまらず、食料品や医療、石油に由来するプラスチック製品など、あらゆる製品の値上げにつながり、住民の暮らしに大きな影響を与えております。とりわけ低所得者の世帯は、ますます苦境に立たされようとしておりますけれども、本格的な冬場を迎え、低所得者、生活保護の方、またひとり親の世帯など、暮らしの支援、寒さから健康を守る、そういった観点からも町独自のですね、支援を実現できないかお尋ねをいたします。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） はい、それでは原油高騰対策としての支援はできないかということについてお答えしたいと思います。

まず、議員ご存知のとおり、原油高騰対策としましては、国におきまして国家備蓄石油の一部放出や、石油元売り会社向けの補助金等の対策を打ち出しておられます。

また、インターネットで議員お話の事業について検索をしてみますと、北海道、東北地方で、現金または給油券の支給を本年実施されている市町村があります。ただ、本町と北海道東北地方では生活環境に大きな違いがあり、現時点におきまして、町単独事業として、原油高騰対策として灯油等の購入補助というものについては検討いたしておりません。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 12月4日のですね、熊日新聞には、生活に困窮する人を支援する熊本市生活自立支援センターへのですね、生活困窮相談が20年度はですね5,000件を超したという報道がありました。19年度の10倍に増えてですね、その相談が新型コロナウイルス関連だったと報道しました。相談の内容の大半がコロナ関連で、失業や収入減少の相談、また21年度もそういった同程度の相談が寄せられるということでしたけれども、そういったことではですね、暮らしの厳しさっていうのはですね、予想をはるかに超えているのではないかというふうに思います。検討する、今検討していないということでしたけれどもですね、ぜひこういったいろんな情勢を見ながらですね、住民の暮らし、健康を守る上でもですね、ぜひ検討されるように再度求めたいというふうに思います。

次に、燃費高騰ではですね、多くの業種が困難に直面をしているわけですがけれども、町内の中小業者への燃費補助はぜひ検討を求めたいというふうに思いますけども、その中でですね、農業への支援について質問をいたしますけれども、新聞等ではですね、ハウス等施設栽培農家にとってですね、重油の高騰で経営に深刻な影響を与えているということが報道されております。施設栽培園芸においてはですね、重油の値上げだけではなくて、石油製品を原料とする資材や肥料もですね、相次いで値上げされているというふうに聞きます。しかし、農家はそれを価格に転嫁することは難しいのが現実ですがけれども、日々、非常に厳しい経営を強いられておられる状況です。町はこういった状況の中で、農家への燃費支援等はですね、考えておられないのかお尋ねをいたします。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） はい、それでは農業者への支援ということでお答えいたします。原油の高騰対策としまして、国による対策がございます。内容としましては、農業者と国の拋出により資金を造成し、施設園芸用の燃油が一定基準以上に上昇した場合に補填金を交付するというセーフティーネット事業でございます。拋出割合としましては、国が2分の1、農業者が2分の1となっており、補填に用いられなかった積立金は事業終了後に還付されるというものです。

加入要件は、施設園芸農家3戸以上または5名以上の農業従事者がいる団体で、3年間で燃油使用料を15%以上削減する計画を作成し、省エネや生産性向上に取り組むことが要件となっており、本町では現在4名の方が参加されております。

窓口は熊本県の農業再生協議会かJAとなっておりますが、公募制となっております、募集

期間が12月の10日までとなっておったため、現在公募期間は終了しております。現在まで3回の公募が行われておりますが、今後の公募予定については未定となっております。

そして、甲佐町における支援ということですが、現在のところ、町単独による支援策については考えておりませんが、先日の関係閣僚会合で、原油高騰による支援を行っていくことということで確認されておりますので、その対策が補正予算措置される公算が高いと考えます。町としましてもその動向を注視し、必要な場合についてはその制度を支援していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 国の動向によってですね、町のほうも支援をですね、検討していくということですが、今後こうしたですね、燃費高騰問題はですね、繰り返される可能性もあります。また、中小業者や農家の皆さんの生業を支えるためにもですね、こうした場合に備えてですね、必要な時に利用できるようなですね、条例の検討などもですね、しておくべきじゃないかというふうに思いますので、その点ぜひよろしくお願いをしたいというふうに思います。

3点目に、現在令和4年度ですね、予算編成の作業に入っておられると思いますけれども、令和3年度もあと3カ月余りを残してはいますけれども、令和3年度の決算見通しをですね、踏まえながらですね、令和4年度の財政状況の見通し、これは9月に全員協議会でも長期財政計画で示されておりますけれども、ほぼ計画どおり推移する見込みでしょうか、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） はい、財政状況の見込みということでございますけれども、本町の財政運営におきましては、国庫支出金、また地方交付税などに大きく依存している状況でございますので、国の動向に大きな影響を受けるということになります。

まずは国内経済においてですが、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況の中、今後は感染の鎮静化による持ち直しが期待されるものではございますけれども、また新たな変異株の感染拡大とか、また原油価格の高騰など不安材料も拭えない状況でございます。

また、熊本県におきましても、熊本地震や県南豪雨災害など、度重なる財政出動によりまして、来年度の財政見通しでございますけど、約52億円の財源不足が見込まれるという状況と聞いております。

このような中、本町においては震災に係る復旧対策もほぼ完了しまして、復興事業も来年度で完了する予定でございます。財政状況も震災により約6億9,000万円まで減少した財政調整基金も、令和2年度決算においては約16億円と震災前に近い状態に回復しておりますけれども、今後約6億円の震災関連の将来負担への充当が想定されています。

また、地方債残高におきましては、令和2年度末で約113億円と、震災前と比べると約1.6倍、約41億円の増加となっております。今後においても約111億円で推移していくという見込みでございまして、これによりまして元利償還額は約11億円、これにつきましては

交付税措置があり、町が実質支出する費用はこのうち約2億5,000万円程度というふうに想定しております。

歳入面では、自主財源となる税収では法人町民税などコロナウイルス感染症の影響による減収が見込まれますが、一方ではふるさと応援寄付金による収入増が見込まれております。

歳出面では、多額の財政出動が想定されていた廃棄物処理施設に係る民営化による抑制や、業務ネットワークシステムの標準化など、広域的な連携の取り組みなど、将来に向けた歳出の抑制対策や、本年度策定する第4次行財政改革大綱による業務の省力化など、効率的な行財政運営を図っていく必要がございます。

また、過疎債につきましては、今後10年の特例措置により引き続き指定を受けられるということになっておりますけれども、令和13年度までが時限措置ということでございますので、その後は指定から外れることを想定しまして、将来への投資的整備を考慮しながら財政運営を図っていく必要があります。

中期財政計画の見通しが計画通り行っているかということでございますけれども、見通しにつきましては、楽観的じゃないような形でいつも見通しを組んでおります。歳入面はいろんな毎年工夫をして歳入の自主財源抑えてですね、いろんな補助財源とか有利な過疎とかを使っていくようにしております。

で、歳出につきましても、中期財政計画では大きめに見ておりますけれども、歳出についても工夫をしながらですね、支出を極力抑えながら効率的な運営が図られるということになりますので、中期財政計画よりも良い結果になるように毎年度取り組んでいるというような状況でございます。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 今後の財政の見通しについてはですね、長期に財政計画がですね、私たちには示されて、それを見る以外ないわけですが、中期財政計画を見ますと、令和4年度からですね、年度内における収支というのが出されておりますけど、この収支のマイナスが4年度以降ですね、大きくなってございますけれども、令和7年度になりますと、3億のマイナスになっております。一見このマイナスを減らそうとすると、町債を増やす以外ないのかなというふうに思いますけれども、このマイナスの数字がですね、2年度、3年度についてはあれですけども、4年度以降ですね、そういった数字が示されておりますので、これについてはですね、問題がですね、あるのかなのかですね、問題があるとなればですね、どのような対応をですね、対応が必要と考えるおられるのか。歳出を抑えるというふうに今お聞きしましたけども、具体的にはですね、大きな数字ですので、そういった点ではですね、いろんなまちづくりについてもですね、及ぶかというふうに思いますけれども、どのような対応をですね、今後考えておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） はい、それでは中期財政計画に関するお尋ねということでございますけれども、昨年の9月議会で提示しました中期財政計画におきましては、年度内に

おける収支が令和4年度がマイナス40万9,000円、それ以降が、5年度がマイナスの2億5,706万4,000円。令和6年度が1億8,831万2,000円、令和7年度が3億1,115万7,000円というふうにマイナスとなっております。

年度内における収支につきましては、その年の収入からその年の支出を差し引く実質収支から、それから翌年度、前年度から繰り越してきた繰越金をですね、歳計剰余金を引いた額ということで表示をしております。で、その繰り越す予算に関しましては、福祉あたりで翌年度召喚するというふうな、国に返すお金もですね、入っております。で、マイナスとなっている大きな原因は、地方交付税のほうを若干ですね、地方交付税、絶対増えはしていかないというような想定の下でおきますけども、据え置きか減額、少なくなっていくというようなことで、先ほど説明いたしました通り、楽観的な感覚ではですね、計画をしないということでございますので、地方交付税、または税収あたりが落ちていくというような計算となっております。

ただ、地方交付税につきましては、落ちるという計算をしておりますけども、これは最悪の場合を想定して落とす幅をちょっと広げておりますので、これが原因でマイナスというふうになっております。

今後、健全な財政運営をしていく上での指標となる中期財政計画ということでございますので、このようにならないようにですね、今後も創意工夫しながらやっていくということでございます。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 毎度お聞きすることがあるんですけどもですね、地方交付税についてはですね、横ばいか少し厳しく見ているということですけども、過疎債についてはですね、7割が地方交付税で措置されるということですけども、そういったことを考えればですね、これが大きく膨らんでもいいわけですけども、なかなかそうはいかないというようなところがですね、財政の厳しさにつながっているんだろうというふうに思いますけれども、この見ますと、基金もありますのでですね、そういった基金の取り崩し等も行いながらやっていかれるんだろうというふうに思いますけれども、私はこれまでですね、賑わいのあるまちづくり、関係人口、交流人口を増やしてですね、定住促進につながるという町の方針のもとで、総合運動公園、井戸江キャンプ場、西村邸のですね、古民家交流施設への改修等ですね、多くの事業を行ってきたわけですけども、そういった点でですね、非常に今後の町の人口増加にですね、つながるものと期待をしているところですけども。

一方私は、常々町民の方が暮らしやすい、子育てしやすい町づくりを訴えて提案を行ってまいりました。今後はですね、ぜひ町民の暮らしやすさ、やさしいまちづくりに向けてですね、ソフト面での予算拡充をですね、ぜひとも求めたいとふうに思います。とりわけ、少子化問題はですね、国にとりましても自治体にとりましてもですね、本当に最重要課題だというふうに考えます。日々の暮らしの応援につながる子育て世帯への支援をですね、そういった点ではぜひ求めたいというふうに思います。

合わせて、町の持続的な発展のためにですね、農業をはじめ各分野の発展のためにですね、系統的に人材育成を図ることも一つの重要な点であるというふうに考えております。各分野でのですね、研修費用など、それから研究費用など、予算についてもですね、検討をしていただくように求めたいというふうに思います。

そういった点で、最後に町長、まちづくりについてのですね、町長の見解をですね、最後に求めて終わらせていただきます。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） ただ今の質問については、これあの、非常に基本的な政策に対する考え方に対するお答えというふうになりますので、ちょっと議長にはお許しをいただいて、ちょっと時間かかるような答弁になりますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

基本的な趣旨としては、投資的経費よりもソフト関係のそういった事業に費やすべきだというようなご質問だと承りました。

この投資的経費ですけれども、この中には道路橋梁あるいは町営住宅等の公共インフラの維持工事、といったことのほか、震災からの復旧復興に要する費用、あるいは地方創生による将来に向けた町の振興、発展対策。そして、国土強靱化に係る災害に強いまちづくり、そういった事業が含まれるというふうに考えております。

特に近年、地球温暖化等によりまして、異常気象によって多くの災害が全国でも多く発生しているような状況でありますし、本町においては緑川を有する町でもありますし、議員の皆さん方からも内水対策に対する町の考え方とかですね、いろんなご指摘もいただいております。

それと、道路整備についても、大きなところで言うと高速道路とか主要幹線道路の整備とかありますけれども、大きな災害の時にもこの高速道路があったおかげで、「命の道」とそういう言葉の表現もですね、出されるようになってきたところであります。それと、私が知る限り、皆さん方と同じように私が議員の生活をやっておりました時にもですね、やはり町の発展振興は道づくりからというようなお話を、先輩議員の皆さん方も一般質問の中でもたびたびそういうご意見をなされていたというふうな記憶があります。

やっぱりそういう道路整備が図られることによって、その道路の、整備された道路の周辺、あるいは沿線には新たな経済活動や雇用も生まれますし、各自治体に及ぼす経済効果は計り知れないものがあるというふうな思いを持っております。

また、河川整備というかそういうことに関して申し上げるならば、嘉島町を例にとりますと、ああいった内水対策、それから堤防改修等も行われた関係で、あの地域周辺にはストック効果が生まれまして、大型ショッピングセンターとかですね、そういったことの誘致にもつながったという成功事例もあります。

ですから、この投資的経費というものについては、町の政策の重要な柱になるものと私は思っておりますし、これまでもその考え方について、町民の皆さん、あるいは皆さん議員の皆さん方にもお示しをして、政策に携わってきたということでもあります。

そういう中であってですね、ちょっと経常的経費と、それから投資的経費の中身について少しお話をさせてください。

この経常収支比率の中には、人件費、それから扶助費、公債費なども含まれますけれども、このこれはですね、一般財源がどの程度経常的な経費に充てられるかを示す数字として、経常収支比率というのがあります。ここ数年ですね、88%程度で推移しておりますけれども、令和2年度に至っては85.9%という数字が上がっております。

金額から言いますと、令和元年度の決算で12億1,800万でしたけれども、令和2年度については、これが12億7,300万円、約5,500万円の伸びとなっております。

これをですね、この扶助費が、町の一般財源で扶助費に占める町の一般財源の総額は、起債の分もありますので、この償還の交付税措置も考慮したところで計算しますと、令和2年度で約3億5,000万円という数字になります。ちょっと数字を覚えとって下さい。

それに対しまして、今度投資的経費です。これは熊本県、熊本地震関連の災害復旧工事につきましても、そのほとんどが国費で賄われますので、ここではあえて普通建設事業を見てみたいと思います。令和2年度の決算の数字でいきますと、約17億6,500万円。これは前年度比6億2,500万円の減額ということになります。このうち一般財源は1億5,500万、それから地方債が7億4,400万円の発行しておりますけれども、そのうちの3億8,900万円は交付税措置がありますので、その分を考慮して計算しますと、実際の町の一般財源の持ち出しは、5億1,000万円という数字になります。

さらには、この中には人件費が入っておりますので、この人件費が約3,000万円。それと住宅困窮者対策として福祉的要素を含みます町営住宅事業、これが1億4,700万円となりますので、その分を差し引きますとですね、実質の一般財源の負担額というのは3億3,000万円という数字になります。

先ほど申し上げた扶助費の金額と比較しますと、この普通建設事業の実績、一般財源の金額というのは、同額あるいはそれ以下というような結果となります。

いろんな町の事業に取り組む上で、いろんな考え方があると思います。そういったハード事業に力を入れるとか、議員おっしゃるようにソフト事業にもうちょっと力を入れてくださいとか、様々なご意見があるのはわかりますけれども、今現在、甲佐町が取り組んでいる様々な事業が、例えば投資的経費の事業に過剰にそちらのほうに力を入れすぎているとか、そういった考え方にはつながっていかないというふうな思いを持っているところでもあります。

今後、いろんな安定的な財政運用を考えながら、それでもやっぱり甲佐町の発展のためには、やらなくちゃならない事業、あるいは見通しとして、なんていうかな、長期的考えに則ったところで整備を進めていかなきゃならない、そういった事柄というのはですね、あろうかと思えますし、やっぱりそういった考え方は非常に大事なことだというふうに思います。

特に10年後、過疎債、過疎の指定が外れまして過疎債が充当できないような状況になりますと、甲佐町としても独自の財源を作り出していかなくちゃならない。じゃあそのため

にはどうするかと。例えば企業誘致をするにも、道路が狭くて入れない、あるいは管理する排水の問題とかいろいろなそういった事柄を整備しなくちゃ企業も来てくれないというような事柄も考えられますので、自主財源、作る道筋としての考え方としてのハード事業に取り組みなくちゃならんというような要素もあるということをご理解をいただきたいというふうに思います。

まだまだちょっとお話ししたいことがありますけれども、あまり質問時間をとっていただけませんので、この辺で答弁に代えさせていただきたいとします。よろしくお願ひします。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） まあ、それぞれですね、投資的経費がですね、非常に多くてっていう表現はしていなかったわけですけども、投資的経費、今度は財政の問題についてはですね、今後ですね、町長が今述べていただきましたので、そこら付近をもとにですね、今後議論をさせていただくということになるかというふうに思います。

また、そうした投資的経費を使った結果についてですね、どのような結果が出るのか、成果とかですね、評価とかですね、様々あるというふうに思います。もちろんインフラ、そういった投資的経費をですね、全く否定しているわけでも私は決してございません。そういった点ではですね、町長の積極的なまちづくりに向けた取り組みっていうそういう意気込みはですね、非常に評価しているところでもございます。

財源はですね、限られておりますので、全体を見ながらですね、投資、使っていくというふうに、投資をしていくということをお考えなければならないというふうに思いますので、今後そういったことをですね、議論をさせていただきながら、町のあり方についても議論をさせていただきたいというふうに思いますのでよろしくお願ひをいたします。これで終わります。

○議長（宮川安明君） これで10番、井芹しま子議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。

昼食のため休憩しますけども、13時から再開いたします。13時から再開いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時00分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番、鳴瀬美善議員の質問を許します。

4番、鳴瀬美善議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番、鳴瀬でございます。

一般質問通告書に従いまして、質問をさせていただきたいとします。

まずはじめに質問事項の第1項、農業の振興と特産品開発についてでございます。

本質問につきましては、本町の農業特性に着目し、中山間地域農業の状況と平坦地域の農業の状況、特に平坦地域におきましては、農事組合法人の現状についての質問とさせて

いただきます。

はじめに1番の質問といたしまして、中山間地域における農業政策の現状についてでございます。

まず、中山間地域の定義ということは、どのようなものかということで基本的な事項ではございますけれども、まず最初に、これをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それでは、中山間地域の定義についてお答えいたします。

一般的に中山間地域とは、「平野の周辺部から山間部に至るまとまった平坦な耕地が少ない地域」とされており、食料・農業・農村基本法第35条においては、「山間地及び、その周辺の地域、その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域を中山間地域」と規定されております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） ただいま農政課長のほうから説明がございましたとおり、中山間地域の定義もありました農業経営を継続していく、また進めていく上において地理的条件が悪く、農業生産条件が不利な状況にあるということでございます。

このような状況を踏まえ、国・県あるいは町として、どのような政策や事業がこれまで行われてきたのか、その内容について説明をお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それでは、お答えいたします。

現在行っております事業について申しますと、まず中山間地域等直接支払い制度がございます。

この制度は、農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に農地を維持・管理していくための協定を締結し、それに従って農業生産活動を行う場合に面積に応じて一定額を交付する事業となっております。

また、これは中山間地域だけではございませんけれども、農地が持つ多面的機能の維持を図るための地域ぐるみの取り組みに対し、一定額を交付する多面的機能支払交付金がございます。ハード面では、耕作条件の不利を解消するために県営事業により御船町、益城町と広域連携を図りながら、中山間地域総合整備事業を進めているところでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 今説明がありましたとおりですね、農政課のほうから提出をいただきました資料、こちらのほうを御覧いただけますと、右側のほうに中山間直接支払交付金事業、取り組む事例としましては、14の地区ですね。それと左側のほうを御覧いただけますと、多面的機能支払交付金事業ということで、三重の保全会、資源保全会ですかね、そちらのほうに取り組んでおられるということでございます。

特に、質問を私がいたしました中山間地域に関連するものとしたしましては、中山間地

域の方たちの中にも、この多面的機能に実施されている地区が八つほどあるということでございます。

多面的機能につきましては、中山間地域から平坦地域をカバーするような事業であり、非常に甲佐町にとっては有効な事業であると私も認識をいたしております。

お聞きいたしましたのは、次の2番の質問に関連するからお尋ねしたんですけれども、次の2番としまして、現在宮内地区のサンショウ栽培の状況ということでお尋ねいたしますけれども、町として農業における地域振興策として宮内地区におきまして、もう2年か3年になると思うんですけれども、そのようなサンショウ栽培についての展開をされておられると私は認識しておりますけど、それについての補助の内容、それと現在の栽培、これは栽培といいますか作付けの状況について説明をお願いしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） お答えいたします。

宮内地区のサンショウ栽培については、令和元年から開始されており、初年度の令和元年度と令和2年度の2カ年間、サンショウの苗木の購入助成を行っております。

補助率といたしましては、県が3分の1、町が3分の1、合わせて3分の2の額の助成を行っております。また、令和2年度と本年度の2カ年間でサンショウを使った加工品、それとレシピの開発に国の交付金を活用し支援を行っております。

次に、作付け状況でございますけれども、この2年間で作付け面積は71.1アール、作付け本数は、711本となっております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） この質問に関連しまして、もう一つだけです、そういった苗木の購入について補助をされておるということでございました。

令和元年からということで現在3年度でございますけれども、令和4年とか5年についても何らかの補助については、何かやっついていられるのか、ある程度の形は出来上がってきたと認識してよろしいでしょうか。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それでは、苗木の購入補助ですけれども、これにつきまして、県の補助を活用して町が上乘せしている部分でございます。これにつきましては、新規に導入した部分についての補助となりますので、本来であれば導入初年度のみとなります。ただ、導入初年度において天候の悪化の状況により、苗木がすべて作付けができなかった、購入できなかったということで県のほうとお話をしまして、どうにか令和2年度まで補助を継続していただいたという経緯がございます。

令和3年、今年、来年につきましては、現在のところ、まだ作付けの要望の話がきておりませんので、現在のところまだ補助については、考えておりません。

以上です。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） ただいまサンショウについて、ご質問いたしました。

このことについてはですね、次に質問いたします3番にも関連をするので、ちょっとお尋ねをしたところだったんです。

続きまして、質問の3番に入らせていただきたいと思います。

3番といたしまして、町の特産品ブランドとしてのサンショウ栽培の推進についてということでございます。

宮内地区のサンショウ栽培についてお尋ねをいたしましたけれども、当該事業を基点として、町の特産品としてサンショウ栽培を推進していく考えについてお尋ねしたいと思います。

去る11月24日に大手医薬品メーカー、もう名前を出しますけどツムラさんによるサンショウ栽培に関する説明会に、私も出席させていただきましたけれども、中山間直接払いの取り組みの組織か法人の代表者の方などを全部で51名の参加があつておるとお聞きしております。その中で作付けの問題、苗木の補助の問題、乾燥の問題だったり、私が知る限りでは、いろんなご意見がその中で積極的に質問が出てまいりました。非常に、その方たちもやっぱり期待を持って質問をされたとは私は認識しておりますけれども、そういった中であつて、町としてこの取り組みに対する考え、あるいは行政の関わり方についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） お答えいたします。

議員おっしゃいますとおり、11月24日に株式会社ツムラによる説明会を生涯学習センターのホールで開催しております。

まずは、どういった経緯で今回の説明会を開催するようになったかをご説明いたします。株式会社ツムラは、日本で有数の大手製薬メーカーであり、特に漢方薬の生産を中心に行っておられますけれども、近年漢方薬の原料の調達が難しくなっており、原料調達のためインターネット等で探されていたところ、町のホームページに掲載していた広報「こうさ」の宮内地区サンショウ生産組合の記事を見つけられて町に問い合わせられたところが始まりでございます。

町は、ツムラと宮内地区サンショウ生産組合のつなぎ役として連絡を取っておりましたが、ツムラのほうから「可能であれば、もっと作付けを拡大していただき生産量を増やしてほしい。生産されたサンショウは、すべて買い取りたい。」との提案がございました。サンショウは、鳥獣被害にも強く中山間地域の栽培が適していることから、中山間地域での安定的な農業収入の確保につながる可能性があると考え、まずは農業者の方々にサンショウ栽培を知ってもらうために、生産方法や生産基準などについて、ツムラに説明会を開催していただいたところでございます。

最初の説明会というところで、質問も議員おっしゃいましたとおり、複数出ておりましたが、まだまだ聞き足りないことがあるようでしたので、今回の説明会に参加された方々に対し、アンケート調査を行っております。その中で疑問に思っておられること、質問を

取りまとめて1月中に2回目の説明会を開催する予定としております。

次に、今後の町の関わり方でございますけれども、まだ説明会の段階ですので、どれくらいの方が作付けをされるのかについてはわかりませんが、先ほども言いましたとおり、サンショウ栽培は中山間地域の農業収入の安定確保につながる可能性があると考えておりますし、近年増えつつある中山間地域の耕作放棄地解消にもつながると期待しておりますので、この流れが本格化していった場合には、積極的に支援をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 今、農政課長が申されましたとおりですね、やっぱり中山間地域における課題といいますのは、一つは有害鳥獣もあります。働く方がおられて、特に若い方たちが農業に携わっていけば、鳥獣被害も里山まで降りてくるようなことはないかと私は考えています。

先ほどの資料にもありましたとおり、中山間の直接支払いの制度、これを利用して14の地域、特に宮内、甲佐、龍野、乙女の山間地を持っておられる地域、その辺につきましては非常に農家のほうは高齢化率が高いといえますか、中山間地域の直接払いを維持していくためにも、やっぱり草刈りをしたり、いろんな農作業に携わりますけれども、平均の主力の方たちは70歳を超えた方々です。その方たちが基本的には草刈りを暑い中にもされますけれども、そういったのを見ていく中に、次を誰が担っていくのかと、その事業自体にも非常に苦慮されておるところです。

そういった中で、やっぱり草を切るからには、そこに農政課長が言われましたとおり、やっぱり耕作放棄地だったり、遊休農地の解消、これを目指して何かの作物を植えて、それをつくり上げて次の世代に引き継ぐ、そういった、やっぱり取り組みは必要じゃないかということで今回質問をいたしたところであります。

どのような将来について、振興について、説明もありました。それがおそらく甲佐町の農業の展望につながっていければと私も思うところでございます。

あと1問ですね、4番目になりますけれども、今回もう一つだけですね、平坦地域特に農事組合法人についての質問をさせていただきます。

この農事組合法人の質問ですけれども、まず最初に農事組合法人の経営の状況、それと現状における課題や将来的な振興策、この辺については、担当課としてはどのような考えを持っておられるのかをお聞きします。ただ、それを聞く中においてはですね、何でこれを聞くかといいますとですね、私もいろんなところでお話を聞く機会があったんですけども、特に今年は、米の政府買い取り価格ですか、これについてもですね、新型コロナウイルスの影響で外食産業等の需要の落ち込み、これを非常に言われます。そういう中でですね、米の買い受け価格もやっぱり何千円か安くなったということで、甲佐町の法人におかれましても、どのような経営体系で、特に米を主力とされるのであれば、非常にやっぱり影響は大きかったんじゃないかなというところを思っておりますので、そういった実情

も踏まえて課題や振興策、その辺についてお話を聞かせていただけたらと思います。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） お答えいたします。

議員おっしゃいましたとおり、本年度の米の買い取り価格は品種により異なりはしますが、大抵60キロ当たり1,000円から2,000円下がっております。

土地利用型の経営形態である農事組合法人にとっては、影響は大きいものであると考えますが、まだ交付金等の額も確定しておりませんので、経営全体にかかる影響額については、まだわかっておりません。

法人の経営を安定させるために、いくつかの法人では米粉用米やニラなど、新たな作物の導入をされている法人もございます。そして、今回説明会を開催しましたサンショウの説明会につきましても、中山間地域を有する法人も参加されております。やはり法人の経営を安定させ利益を上げるためには、経営改善、それと高収益作物等を導入するなどした収入の確保が重要であると考えますので、まずは法人の中で将来を見据えた経営ビジョンや戦略を立てられ、そのアシストとして行政の力が必要となった場合は、町も全力を挙げて支援していきたいと考えております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 課長もそういった面で全力を挙げて取り組んでまいるということでございます。そこをちょっと一步踏み込みますけれども、やっぱり経営、農事組合法人と言われる組織は、ほとんど会社、私たちのイメージは農業の会社というようなイメージを持っております。会社を経営するためには、やっぱりそういった経理面だったり、収益性の上がる作物、これをいかにして作って収益性を上げると、その組織におられる方達の収入にはつながらないと思っております。ただ、そこに莫大な経費を費やしてしまえば、どんな作物をつくっても、やっぱり収益性の利潤、利益というのは上がってこないと思うんですけれども、ただ法人の設立については、今7法人できておりますかね、設立の時代に私も少し携わらせていただいた経緯もございます。そういった中で、こういった七つまで法人ができてきたということは非常にいいことではないかと思っております。

ただ、この頂いた資料にもですね、平坦地域の法人もありますし、中山間地域の中でも法人を作られている組織も見受けられると思います。特に、そういった地域においても水稲だったり、小麦だったり大豆というのもやっぱり主力作物になっているとは思っておりますので、先ほど課長も言われましたとおり、新しい作物の導入、それとサンショウも含めてですけれども、サンショウ以外にも「高収益作物」と先ほどおっしゃいましたけれども、その辺には何が高収益作物に該当するのかというので考えておられる作物というのは何でしょうか。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） 高収益作物ということでございますけれども、現在取り組まれております部分については先ほど言いましたとおり、米粉用米であったりとか、それと

かニラ、それと説明会のサンショウ、それと施設野菜、花等について、いろんな種類がございませけれども、そこの地域にあったような作物について考えていただければというふうには考えております。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 今の中で米粉用米と、これはお米をつくる上では、そうハードルは高くはないかと私は思うんですけど、やはり通常の食用とする米とは別個に加工用だったり、あるいは飼料用だったりというお米もあると思うんですけども、そういった場合にやっぱりJAさん、農協さんですかね、との連携はこれは不可欠だと思うんですけども、その辺のコンタクトといいますか、何かそういった連携して収益を上げていこうというような話し合いだったり進めていかれておるのか、それだけ聞かせてください。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それでは、米粉用米について、JAとの連携というところでございますけれども、JAについては、現在、米粉用米の受け付けをしておりません。主食用米と米粉用米の収穫の時期、そこについてカントリーで混ざったりするというのをちょっと懸念されておりますので、今は別の民家のところで、その受け入れを行っております。

再三、町のほうもJAのほうに要望いたしておりますけれども、なかなかそのところはかなわなかったというところがございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） それは、今からは、そういったお話する場も作られていかれるということによろしいですか。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） 米粉用米だけではなくて、いろんな面において農協との連携というのは図っていききたいというふうには考えております。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） この農業問題についての最後の質問になりますけれども、この最後の質問につきましては、町長のほうにお答えをいただきたいと思います。

といいますのも、今までずっと質問をさせていただきました。その中で甲佐町においては中山間地域もありますし、平坦地域もあります。ましてや新しい法人組織もございます。そういった中で現在の甲佐町の置かれたこの農業の状況、それと地域特性に視点を置いて町長がどのような政策をこれからとっていかうと思われているのか、そこについて総括的にお答えをいただきたいと思います。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） ただいままでの課長とのやり取りの中で、いろいろお話があったのと少しダブってしまうかもしれませんが、お許しをいただきたいと思います。

まずは、本町農業の状況でありますけれども、本町の農業については、ご承知のとおり、

土地利用型を中心としながら、花であったり、野菜、果樹、畜産など幅広い経営形態となっているというふうに考えております。

そのような中で、高齢化であったり、農家戸数の減少であったり、いろいろと問題も積み重なっております。そういったことによって耕作可能な農地の遊休化が進んでいることが非常に懸念をされております。

そういったことの対処策として、平坦地域におきましては、農事組合法人の設立についての支援を行ったところであります。現在まで七つの法人が設立をされております。

それと、町の支援としては、農地の集積を進めながら省力化のための農機具導入の支援等もですね、これまでも拡充・充実をさせてきたということは、議員もご承知のとおりだというふうに考えております。

そうした平坦の地域とは違って、中山間地域につきましては、非常に耕作条件も悪い条件にありますし、県営事業の中山間地域総合整備事業によって、農業基盤の整備を行い、耕作条件の改善にも現在取り組んでいる状況となっております。

それと、新しい話題として先ほどから話にのぼっておりますサンショウの件でありますけれども、まだ説明会が一度終わったばかりで、それですべてを考えるというのは、時期尚早かもしれませんけれども、中山間地域においては非常に、これが有効な農業振興の一つの策だろうというふうな思いを持っております。

大手製薬メーカーが、このサンショウの件についても非常に関心を持っておられるということは、これはやっぱり、やり方、仕掛け次第では、これは甲佐町の大きな特産品の一つにもなろうと思っておりますし、町内には、ウナギの養殖もされている企業もありますので、そうしたウナギとサンショウのコラボといいますか、例えば、ふるさと納税の返礼品であったり、いろんな取り組みも今後十分期待されるような内容だというふうに思いますので、ぜひこれを町としても一生懸命頑張って成功に導きたいなという思いを持っておりますので、今後の展開次第では大いに支援をしていってもいいというような考えのもとに、ぜひこれをやっていきたいなという思いを新たに持ったところであります。

いろいろと農業については課題も山積しておりますけれども、一つの光明を見いだしながら町としての手当て次第では何かできはせんかなという、そういう期待感も持ったところでもあります。ちょっと答えになっているかどうかわかりませんが、以上です。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） ただいま町長のほうから「光明を見いだす」という希望の光が少し見えてきたような、私も気もいたします。何か新しいことが始まる時は、やっぱり慎重にいく時も必要だし、やっぱりそれがみんなのためになると思うのであれば、一步踏み出す勇気も必要ではないかと思うところであります。

続きまして、質問事項2番の質問に移らせていただきたいと思います。

質問事項2番の甲佐高校への支援と地域とのつながりによる学校教育の充実や町の振興・防災についてでございます。

甲佐高校は昨年創立100周年を迎えました。記念式典につきましては、新型コロナウイルス

ルス感染症の流行もあり、本年11月29日に実施されたところでございます。地元にある県立高校として、これまでに1万5,000人を超える卒業生を社会に送り出し、あわせ町の活性化にも大きく貢献されてこられたと確信しておるところでございます。

しかしながら、人口減少や少子化により入学者数も減少し、現在の総生徒数は84名と、30年前の737人の10分の1近くまで減っているということをお聞きいたしました。

実をいいますと、私もここの卒業生でありまして、ちょうど45年ほど前に学校に通っておりましてけれども、そのときは6クラスで、40人として240人×3学年ですので、やはり720人ほどの生徒がおったと記憶しているところでございます。

このような状況を踏まえて、一番の質問ということで、町として現在この甲佐高校に対して実施されている支援の状況について説明をお願いしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 甲佐高校の支援についてでございますけれども、この支援につきましても、これまでもですね、町と甲佐高校との間で何度も検討を重ねてきたところでございますが、おっしゃいましたように入学者が非常に減少しておりますが、それを増加に直接結びつくような有効的な支援策というのはですね、現在のところありませんで、模索しているというような状況でございます。

現在までの経緯を少しお話させていただきますと、平成27年度に甲佐高校、それと育友会、緑友会、教育委員会と甲佐中学校や町の他の関係各課部局と甲佐高校支援検討委員会を立ち上げまして、支援策の検討を行ったところでございます。

その後、平成28年度には教育魅力化による地域活性化や地方創生事業などを行っている会社ですね、東京の方にありますけれども、本社が、それと業務委託を締結いたしまして、支援策等を示した実施計画書を策定したところでございます。

その実施計画書に基づきまして、平成30年度に「あゆみ学舎」という公営塾を開設しております。その講師としましては、地域おこし協力隊を採用しまして、現在も継続しておりますが、現在の「あゆみ学舎」の受講生というのは、1年生で12人、2年生で7人、3年生で4人の23人の塾生がおりますけれども、その中で昨年度は、大学と連携いたしまして、東大生が「あゆみ学舎」で臨時スタッフとして勤務していただきまして、勉強法のゼミ授業を行ってもらったり、塾生の学習についてもアドバイスをもらいながら学習意欲の向上につながったと、そういうふうに考えているところでございます。

そのほかには、公営塾の充実を図っていくとともに、入学者の増加を図るために甲佐中学校や近隣の中学校に、甲佐高校及び公営塾のPR活動を行っております。そしてまた、近隣と熊本市の市内の中学校の3年生にですね、保護者ととも令和元年度に実施しておりますアンケート調査の内容を参考に新たなカリキュラムを組んで、自分の思い描く進路の実現ということで、夢の実現の具現化に向けた取り組みのほかですね、地域との連携や協働の面からは地域振興課と連携いたしまして、継続した取り組みを行っているところでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） ただいま課長のほうから取り組みについて、説明が詳しくあったところでございます。

私も、この創立100周年の記念式典にも出席させていただきました。それとまた別の機会に現在の校長先生であります堀川校長先生ともちょっとお話する機会がございましたので、話をちょっとさせていただきましたけれども、その中で課長からも出てきましたけれども、公営塾、あゆみ学舎ですかね、この授業について非常に感謝の言葉をいただいたところでございます。

ただ、やっぱり思われているのは在学生における充実した勉強と申しますかね、そういったところには非常に感謝はされるんですけども、私が思うに、やっぱり在学生が非常に少ないと、特に100周年で参加させていただいたときに、全校生徒寄って84名ということですので、少し寂しいところがあったもんですからですね、こういった質問をしたところでございます。

そういった中であってですね、次の質問といたしましてですね、2番目にいかせていただきますけれども、特色ある高校の取り組みについてお尋ねするんですけども、これは同じ県立高校ではありますけれども、高森高校が新たに漫画に関する学科を設立されるということが、これはテレビや新聞等でも報道をされておりました。

本件につきましては、高森町と漫画出版社コアミックス、県教育委員会、高森高校において漫画による高校の魅力向上と人材育成に向け協定を結ばれたというものでございます。

このような事例もあることから、本町においても特色ある高校づくりに関し、新たな支援の形や関わりについて、町はどのようにお考えをお持ちされるのか、その件について、お尋ねをしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） では、新たな支援の形や関わり方についてお答えいたします。

令和3年、本年度からですけれども、甲佐高校がスーパーグローバルハイスクールとして県の指定を受けております。その事業の中で、コンソーシアム意見交換会を実施されており、そのコンソーシアムの構成としては、行政、地域、商工会、まちづくり団体、町内小中学校、保育園といった幅広い分野から委員として選出をされております。

その中で、議員おっしゃいますとおり、高森高校の例を取られ、甲佐高校にも新たな魅力を創出すべきではないかという意見も出ております。

町としましては、町内にスポーツ団体に共催されている企業がありますので、高校とスポーツ団体との連携による魅力づくりができないかという部分で、協議を行っているところでもあります。

また、コンソーシアム意見交換会の中でも貴重な意見も出ておりますので、高校と連携を図りながら、実現可能な新たな魅力づくりに取り組んでいきたいというふうに考えてお

ります。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 今、課長のほうからスポーツ団体との連携ですかね、というお話も出ました。我が甲佐町では、ただいま進行形として緑川沿いに総合運動公園が今つくられようとしております。これから先、あの公園がスポーツ施設として幅広く利用されていくと思うところであります。

それと、やっぱり絡めたところで、甲佐町にも名前は出しませんけど、野球チームだったり、実業団の野球チームもできておりますし、いろんな組織の方たちとスポーツでの高校の魅力化、そういったことへも思いをはせておられるのだなということが課長の意見の中でも知り得ることができました。いい取り組みではないかと私も考えるところでございます。

3番目に進ませてもらいたいと思います。これは最後の質問ということになりますけれども、やっぱり教育というものは、家庭あるいは学校だけでは、やっぱりどうしても今の時代成り立っていくものではないと考えます。やはり地域と連携することで、教育はもとより町の振興だったり、ひいては防災だったり、すべての面にやっぱり絡み合ってくるんじゃないかという思いがございますので、最後の質問は、やっぱり地元にある高校としてですね、町や地域との連携や協働、そして学校教育や社会教育が連携して目指す教育の実現や町の振興や防災、このような点についてですね、これは総合的な見地から町との関わり方についての考えでございますので、それぞれの部署で担当は違うかもしれませんが、お聞かせいただければということで質問させていただきます。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） それでは、高校と町及び地域が連携等による町の振興への取り組みについてお答えをいたします。

甲佐高校では、地域連携型交流学习として町内の事業所等に計19回の長期インターンシップに取り組み、地域と協働した活動が行われています。

町としましては、あゆみ学舎が地域と連携した取り組みとして、駄菓子屋プロジェクトとして、塾生を中心に町内の施設に行き駄菓子の販売、実戦を行っています。

また、高校と連携をして授業の総合的な探求の時間を活用しながら誰一人取り残さない対話型キャリア教育の授業を「夢実現3カ年計画」として取り組んでいます。この事業を通して人材育成を図ることで高校生が地域に出向き、ファシリテーターとして地域に貢献できるものと思っております。

また、県上益城地域振興局と連携をしまして、町が支援している甲佐高校の生徒等のためにPR動画を作成をいたしました。この動画の中で甲佐高校が地域とのつながりが感じられる場面も紹介をされております。

先ほど答弁をしましたが、今後もコンソーシアム意見交換会を通して幅広い分野の意見をいただきながら、第一の目標でもある甲佐高校の生徒増を目指すとともに、甲佐高校生

が地域で活躍できるような人材育成に取り組むことで、地域活性化が図っていければというふうに考えているところです。

以上になります。

○議長（宮川安明君）　　くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（佐々木善平君）　それでは、くらし安全のほうから防災の部分についてお答えをいたします。

甲佐高校につきましては、県の施設ではございますけれども、地元の高校として熊本地震の際には一時的に住民の避難場所として活用させていただいたという経緯がございます。

また、同校は防災教育や訓練にも力を入れておられまして、今年5月には安全な避難経路の確認を目的とした避難訓練、9月には県や国の担当者を招いての防災教育の公開授業、更に10月、公開の避難訓練、11月には近隣の保育園や地元住民との合同での避難訓練などを積極的に実施をされておられます。その意味では、他校の見本となるような高校でもございます。

また、大規模災害等が発生し、学校避難施設として利用する必要がある場合には、学校施設を指定避難所及び指定緊急避難場所として一時的に利用することができるように検討を進めておるところでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君）　　蔵田教育長。

○教育長（蔵田勇治君）　甲佐高校の支援について、そして地域との関わりについて、私が最後に答弁させていただきたいと思います。

まず、地域と学校教育との関わりということにつきましては、小中学校におきましては非常に古くからですね、非常に強いつながりがあるものと考えておりますし、今後もそうあるべきだというふうに考えております。

そういう意味で、一昨年からすべての小中学校をコミュニティセンターといいまして、学校の運営に学校運営協議会というものを設置いたしまして、そこに地域の方々が入っていただいて運営そのものに参画していただくということで、地域との関わりを一層強くして現在学校運営を行っているところでございます。

甲佐高校におかれましては、昨年まで防災型のコミュニティ・スクールということでございましたが、今年からですね、本町の小中学校と同じように学校運営全般についての地域の方の学校運営への参画ということで、学校運営協議会をつくられまして、地域との連携したコミュニティ・スクールということで運営をされているところでございます。

そのようなことでございますけど、少し甲佐高校のことにつきましては、県立学校でございますので、少し県教育委員会のこれまでの動きとか、今の考え方、方向性等について、お伝えをしていきたいと思っております。

甲佐高校、近年入学生が30人台ということですね、急激な低下は止まっているんですけども、増加に転じているところまではいっていないという状況でございます。

県内の熊本市以外の県立高校につきましては、似たような状況の学校が非常に多くある

ということで、これは県教委でも大いに問題として捉えているところでございます。

熊本県の教育委員会では、今年3月に県立高等学校のあり方と今後の方向性について、新しい時代に対応した魅力ある学校づくりという県立高校のあり方についての検討委員会をつくりまして、そして3月に提言が出されております。それによりますと、平成19年に出されました県立学校再編整備計画、これによって学区あたりが変わりまして、甲佐あたりも県央学区ということで、熊本市内と同じ学区になって、一気に熊本市内志向が強まったということがあったわけですが、再編整備後の県立学校の特に郡部における定員割れが続いている現状、これを素直に捉えまして、その上に立った上で県立高校の未来を考えると、そのあり方と魅力づくりということで、まとめを出しておられます。その中で、これも鳴瀬議員とほぼ同じような考えだろうと思っておりますけれども、地方創生に資する地域と連携した学校づくりの必要性、これを述べているところでございます。

また、今後の中学校卒業生数が令和9年頃までは下げ止まりが続くということが見込まれておりまして、この4年間、令和9年まで再編・統合ではなくて新しい時代に対応したすべての高校生が夢に挑戦できる魅力ある県立高校を実現するための取り組みを推進していくということを魅力化にあたっての考え方を述べているところでございます。

その基にですね、魅力ある学校づくりの取り組みの一つとして、地域の期待に応える魅力ある学校づくりの推進として、地域の自治体、そして地域の企業、NPO、小中学校と地域の関係団体で構成する連携組織、先ほど地域振興課長が言われました「コンソーシアム」、これを設置いたしまして、学校と地域とが一体となって地域の期待に応えうる魅力ある学校づくりを推進するということが重要であるということで締めくくっているところでございます。

県教育委員会は、この考え方を基にいたしまして、甲佐高校につきましては、スーパーグローバルハイスクールということで指定をしております。これは先ほどから出ておりますように、地域社会と連携し、地域社会の活性化、共生社会の発展に寄与する人材育成を目指した取り組みをする学校ということでございます。その県教体制の中に、先ほどから出てきております「コンソーシアム」、これを柱として据えているところでございます。

さらには、もう一つ指定を受けておりまして、「探究的な学び舎として持続可能な地域づくりに貢献をする人材の育成を目指す」ということで、クリエイトハイスクールという、創造的な学校づくりということでも指定をしているところでございます。

町といたしまして、現在取り組んでおります公営塾「あゆみ学舎」、この取り組みによりまして、ここに在学する生徒たちの夢の実現、進路保証、こういう支援に加えまして県教育委員会の方針に基づいたグローバルハイスクール及びクリエイトハイスクールとしての甲佐高校の教育の魅力化に地域の広い分野との連携・協働の基に甲佐高校の魅力化をいろんな形で支援していきたいと、またコンソーシアムを入れた会議の中で新たなアイデアも出てくることも期待しているところでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 教育長の有り難いご説明をいただきました。

最後になりますけれども、やっぱり私が思うには、甲佐高校は近くにあって遠い存在ではなくてですね、近くにあって身近な存在というところが一番望むところでございます。

質問の終わりにあたりますけれども、甲佐高校への支援や町の取り組みについて質問をいたしましたけれども、100年余にわたって町とともに歩んできた歴史、それと、これからもやっぱり子供たちが子供たちの学び舎として、さらなる甲佐高校が発展し、展望されることを心より期待申し上げまして、私の一般質問を終わりとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（宮川安明君） これで4番、鳴瀬美善議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。14時から再開いたします。

休憩 午後1時52分

再開 午後2時00分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、甲斐良二議員の質問を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番、甲斐良二でございます。

一般質問通告書に沿って順次質問をさせていただきます。

本議会、そして本年のラストバッターということで、よろしく願いいたします。

本日、私は本町が今年8月23日に締結なされました美里町との包括連携協定についての質問をさせていただきます。

主に、3点でございます。生活環境の整備、これは美里町への給水計画になりますので、環境衛生課、それから防災対策の強化、避難所の相互利用などについては、くらし安全推進室、それから観光・イベントの広域連携につきましては、地域振興課へのお尋ねとなりますので、担当課、もしくは町長のご答弁、よろしく願いいたします。

まず、質問に入らせていただきます前に、ご承知のとおり本町と美里町の関係というのは大変歴史が古うございまして、町が発行しております「新甲佐町史」によりますと、私が住んでおります岩下地区というのも1583年に下益城郡の岩下村、現在の美里町岩下からの移住が始まりだというふうに記されております。

また、美里町には有安、それから甲佐平といった本町にゆかりのある地名もいまだに残っておるところであります。商店街のお店等々、飲食店等を見えますと、美里町のお客様、それから金融機関なんかもですね、よくよくお見かけいたしますし、そういった中で昔から関係のある美里町との本協定の締結と、大いに結構なことだと思っております。

そこで、まず本協定に至るまでの経緯と概要をお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（古閑 敦君） それでは、美里町との包括連携協定の経緯と概要についてお

答えさせていただきます。

甲佐町と美里町は、人口規模がともに1万人前後、また過疎地域にも指定されておりまして、人口減少、また少子高齢化社会といった同じ地域課題も抱えているところです。隣り合う町として住民同士も生活圏を共有している状況にはあります。

昨年、奥名町長と美里町の上田町長との会談の中で、「住民ニーズが広域化、また多様化する状況下において、限られた資源を有効活用しながら、施策の充実を図り、住民サービスを向上させていくには町や郡の枠をとられることなく、広域的な視点での施策、また町づくりが重要」との認識を共有されました。そこで、両町で広域連携を進めていくということで、意見が合致されたところでございます。

そのあと、事務レベルでの各施策の連携について可能性を協議し、具体化を進め、本年8月23日協定締結となったところでございます。

また、概要につきましては、2町が相互に連携し、地域の課題解決、また活性化及び持続的発展に資することを目的としているところです。

連携事項といたしましては、まず一つ目に安全・安心で快適な暮らしの実現に関すること、にぎわいあふれる地域の実現に関すること、その他、協働による地域の持続的発展に関すること、これらを連携に基づく取り組みといたしまして、一つ目として防災対策の強化、これが避難所の相互利用、また防災訓練の共同実施など。

次に、生活環境の整備、これは生活関連機能サービスの広域化など。

次に、観光・イベントの広域振興ということで、連携による観光・イベントの魅力向上など、これらの取り組みを行いながら、本協定によりまして、2町がお互いの強みを生かし地域資源の活性化を図りながら協力して、相互に発展できる取り組みを進めていければというふうに考えているところです。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） ただいま答弁いただきましたとおり、2町がお互いの強みを生かして相互に発展できる取り組みをこれから協議して進められていくということでございました。

であるのであればですね、ぜひとも本協定が両町にとってお互いメリットのあるより良い協定になってほしいという思いを込めて質問をさせていただきます。

本協定の締結式におかれまして、奥名町長、それから美里町の上田町長、それぞれお互いの強みを生かすというふうに述べられております。私が思う本町の強みというのは、ずばり水に恵まれていることだと感じております。本町を南北に流れます1級河川緑川、そのことにより、できる豊富な地下水、それから、やな場や近年オープンいたしましたキャンプ場、それからいろんな観光施設が緑川、いわゆる水の恩恵を受けているのではないかとこのように感じております。

また、地理的な強みといたしまして、熊本都市圏から30分から40分内の通勤通学圏内でございますし、また高速道路等へのアクセスも非常によく、最近も物流関係の企業が進出

し、定住や企業誘致、こういったものに可能性を秘めているのが本町の強みではないかというふうに思います。

そこで、奥名町長が考えていらっしゃる本町の強みをお聞かせください。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 強みと言いましたら、ただいま甲斐議員から言われたとおり、豊富な地下水があつて、それと第4水源を設置したことによって、他町に送れるだけの、それだけの量も確保しているということでありまして、仮に企業誘致の分を差し引いても余りある量がありますので、その点をいろいろ考えた中で美里町との区域外給水についてやっぴいこうというようなことで、今進んでいるということでありまして、ということよろしいでしょうか。

○議長（宮川安明君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） そういうことで生活環境の整備、美里町への給水計画についてのお尋ねをさせていただきたいと思ひます。

現在、両町での水道部局レベルで協議が進められていると思ひますが、給水計画、具体的にどこの水源の水をどのように美里町へ渡していくのかといった概要と、両町での協議の進捗状況をお聞かせください。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 美里町への水道水供給について簡単に説明させていただきます。

美里町では、旧砥用町から旧中央町の佐俣地区までを美里町簡易水道事業の給水区域として現在設定されておりますが、この区域を旧の中央北地区まで拡張するという計画を立てられているところでございます。

計画の策定にあたりまして、小薙という所に新たに水源を開発されましたが、それでも供給量が不足するため、供給量に余裕のある甲佐町上水道の水を美里町に送ってはどうかということで、今春2町の事務レベルでの協議を開始したところでございます。

具体的には、豊内にあります第1配水池の水を中甲橋経由で美里町に送るというものでございます。

協議の進捗状況ですが、今年7月に2町で拡張工事計画資料策定業務というのを業者に委託しまして、11月26日に報告書の納品を受けたばかりの状況ですので、詳細な協議はこれからということになります。

以上です。

○議長（宮川安明君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） ただいま答弁でございましたとおり、これは美里町の話にはなりますけれども、小薙のほうに水源を確保されたが、供給力が不足していると。

それから、小薙から西ですよ、萱野とか平原、堅志田、馬場、大沢水とか、そちらの方面への給水計画となっているというふうにお聞きしております。

私も普段、美里町のほうを仕事で回っておりますが、堅志田の方たちのお話を聞くと、

最近掘った井戸とか、比較的深い井戸ではなく浅い井戸、こういったところには飲料水の石灰の臭いするとか、いろんな問題があって浄水器を付けていらっしゃる家庭がかなり旧中央北地区にはあるというふうにお聞きをしております。

この豊内にある第1水源から中甲橋経由で美里町へ送るということでございますが、本町の余剰水量はどれくらいあり、美里町は最大でどれくらい必要とされているのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 本町の上水道は、現在第1、第3、第4の三つの水源から取水しておりまして、供給能力は一日当たり合計で約5,000立方メートルとなります。供給量の実績が一日約3,400立方メートルですので、差し引き1,600立方メートルが余裕水量となりますが、有収率が現在75%ほどですので、実際の余裕水量は約1,200立方メートルと考えられます。

美里町が必要とされている量でございますが、報告書では一日平均452立方メートル、一日最大580立方メートル、甲佐町から供給を受けることになるというふうに算定されておりますので、美里町に供給したとしても十分余裕があるという状況でございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） ただいまの説明でありましたとおり、本町の余裕水量1,200立米、それから美里町が最大で580立米ということで、十分に余裕があるという回答でございました。

私も、時間を見つけては美里町の議会のほうを傍聴に行っております。先週の8日、水曜日にも美里町議会の12月議会、一般質問を傍聴に行きましたが、その時は本協定や、この給水計画についてお尋ねされる議員はいらっしゃいませんでしたが、美里町議会の3月議会の全員協議会の中では「美里町が購入する1立米当たりの単価は幾らになるのか」とか、また本町は水害がございまして。「水害があった場合、そういった供給がストップするのではないか」といった質問をされる美里の議員がいらっしゃいました。

美里町としては安く買いたい、本町としては少しでも高く売りたいというのが本音ではないかというふうに思いますが、現在の段階で1立米当たりの売却単価は想定されているのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 供給単価についてでございますが、これについては今後2町で協議していくこととなりますが、両町にとってメリットのある金額に設定しなければならないと考えているところでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 供給単価については、ただいまのとおり両町にメリットのある金額でということですので、十分採算性を重視されて、これからじっくり協議をしていって

いただきたいというふうに思っております。

この問題の最後にですね、美里町に給水することによる本町への影響ということで、お尋ねいたします。

先ほど答弁にありましたとおり、十分に供給量には余裕があるというふうにお答えいただきましたが、美里町の執行部も本町から給水がなされれば、この旧中央北地区にマンションやアパート、そういったものが多く建設される可能性があるというふうな認識を議会の中で示されております。急激な美里町の人口増ということはないとは思いますが、実際供給が始まった場合、本町への給水区域への水圧の低下や水道料金が下がるということは、本町の町民にとって望ましいことではございますが、逆に水道料金の値上げ等はあるとはならないというふうに思っておりますので、そういった意味での本町への影響というのをお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 先の報告書の中に、水理計算書という本町の給水区域が影響を受けないかどうかの調査結果が添付されているのでございますが、美里町に最大限の水を供給しても本町の給水区域は影響を受けないという結果が出ております。

また、本町の水道料金への影響でございますが、余裕があります施設を使って料金収入を得ることになりますので、将来の料金値上げを抑制する効果があるものと考えているところでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） ぜひともですね、本町への良い影響なら一向に構いませんが、良くない影響、これらが出ないように、ぜひ今後これらを加味して協議を進めていただきたいと思いますというふうに思います。

続いて、防災対策の強化ということで、避難所の相互利用等について、これは1点だけのお尋ねになります。

先ほどの質問のとおり、水に恵まれている反面ですね、本町というのは毎年出水期になりますと、緑川の増水や、それに伴う本町の管理河川の越水や内水氾濫といった水害の危機にも直面いたしております。今年新しくなりました甲佐町防災マップ、ハザードマップの大規模水害発生時の広域避難地図によりますと、私が住んでおります甲佐地区ですね、甲佐校区の方たちの避難所、避難先というのは美里町の堅志田方面というふうに大きく矢印で記されております。

本町、特に甲佐地区に関しては、水害時に美里町へ避難せねばいけないということが想定されますが、そういった場合の避難所や避難場所の相互利用に係る受け入れ体制、また今後の防災訓練の共同実施というのは、内容はどういうふうにイメージされているのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 暮らし安全推進室長。

○暮らし安全推進室長（佐々木善平君） それでは、お答えいたします。

包括連携協定での取り組みでは、避難所の相互利用、防災訓練の共同実施等となっております。現在事務レベルで検討中でございます。

まず避難所の相互利用につきましては、先ほどおっしゃいましたとおり災害時の広域避難を想定しているものでありまして、町総合防災マップでは、例えば甲佐校区は約5メートルの浸水が想定されておりますし、そうすると役場周辺を中心とした町内は水没してまいります。また、高台に逃げようにも周辺は土砂災害警戒区域等が多く危険が伴います。そうなった場合、命を守るためには安全な場所への広域避難を想定しなければなりません。

町総合防災マップにも先ほど申されましたとおり、大規模水害発生時の広域避難地図を掲載しております。幸いにも美里町は甲佐町よりも高台で水害の恐れがない地域であります。そういったことから、今回防災対策の強化として、緊急避難が必要となった場合における避難所の相互利用を盛り込んだものであります。

具体的には、甲佐町に近い美里町の指定避難所や避難場所となっている駐車場などを一時的に利用させていただくということで、現在美里町と協議を進めております。

また、次に防災訓練の共同実施ですけれども、これは例えば両町の消防団を含めた水防訓練、あるいは防災公園、警察、自衛隊をはじめ企業、あるいは防災関係団体を巻き込んだ総合防災訓練等の共同実施、これを想定しております。

そのほか、応急対応の資機材、あるいは非常用備蓄品等の共同備蓄、これを想定しております。こうなると、一方的に甲佐町が美里町のお世話になるという機会が多いですけれども、災害の種類や被害の状況によりまして、臨機応変に対応することとしております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 避難所や避難場所については、今答弁のありましたとおり、災害の種類、被害の状況に応じて臨機応変に対応されるということでございます。

防災対策の強化、避難所の相互利用については、美里町の方を本町に受け入れるというより、どちらかという、水害の危機に直面している本町のほうが、お世話になるのではないかなという、そういう思いがいたしております。そういったところも加味していただいて、今後、美里町との協議を進めてほしいというふうに思っております。

それでは、観光・イベントの広域振興について、お尋ねいたします。

美里町との観光・イベントの連携については、既に緑川流域広域連携事業がございますが、こちらは本町、それから美里町、御船町、山都町及び県による事業ではございますが、この中で美里町と連携を今どようになされているのかとあわせてですね、両町には、もう既に整備されておりますアウトドア施設がたくさんございます。

本町におきましては、川平キャンプ場、それから井戸江峡交流拠点施設、それから津志田河川の自然公園、それから美里町におきましても、美里の森キャンプ場ガーデンプレイス、それからフォレストアドベンチャー美里、また日本一の石段と、こういった既に整備されたアウトドアの施設がございますので、こういったものを使っての広域連携を更に進めるべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） では、緑川流域広域連携事業のアウトドア施設を利用した活用した連携についてお答えをしたいと思います。

議員おっしゃいましたとおり、緑川流域広域連携事業は、美里町をはじめ甲佐町、山都町、御船町の緑川流域の関係町及び県とでの広域連携による観光、物産開発プロジェクト事業を平成24年度から実施をしております。

アウトドア施設を活用した連携につきましては、緑川流域アウトドア施設誘客促進連携事業として、令和元年度から実施をしております。

事業内容につきましては緑川流域に、先ほど議員おっしゃいますとおり、キャンプ場が多数アウトドア施設として存在しております。多くの施設が体験型プログラムの不足や閑散期対策、人材育成といった共通の課題を抱えていることから、4町のアウトドア施設が連携を図り、地域住民の協力を得ながら豊かな自然を生かした体験型プログラムの開発調整やイベント展開を行うとともに、人材育成に取り組んでいるところでございます。

また、アウトドア施設をフックとする情報発信も今現在行っております。事業のほかに4町との連携としましては、緑川流域広域連携事業実行委員会が定期的に開催されておりますので、その中で各町の現状や課題等を共通理解することで課題解決に向けた協議も行っているところでございます。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 先ほど私も話で聞きましたが、昨日、美里のフットパスの方たちが甲佐の町民センターのほうに車を止められて、それから美里のスタート地点までバスで移動され、それからこちらの本町のほうにフットパスでお見えになったというふうにお話も聞きました。その折には、ろくじ館のほうで昼食をとられたりとか、そういったので早速緑川流域の連携事業のほうでも取り組まれているのかなという思いがいたしました。

本町の各シーズンのイベント、これについては春夏秋冬、これは確立しているといっても私はいいと思います。春はスポーツフェスタ、それから夏があゆまつりですね、それから秋が産業文化祭、また商工会のみの市、それから冬は10マイル。対しまして、美里町は春が桜フェスタ、夏が旧砥用町のやまびこ祭り、それから旧中央町のふるさと祭り、それから秋が佐俣の湯の温泉祭り、それから冬は緑川のどんどやの祭りというふうに美里町のほうでも確立しております。

こういった各シーズンのイベントを連日、または同日開催といいますか、コラボというか、そういったものも私は今後考えていくのも面白いんじゃないかというふうに思います。スポーツフェスタをして、そのあと甲佐のキャンプ場に泊まり、次の日、美里の桜フェスタに行くとか、また、あゆまつりで2,000発花火を打ち上げている、美里のふるさと祭りで1,000発花火を打ち上げている、じゃあ一緒に3,000発打ち上げようよとか、いろんな展開ができることにより、それで生まれる相乗波及効果等が私はあると思いますが、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） それでは、イベントの同日または連日開催の波及効果についてお答えいたします。

甲斐議員おっしゃるとおり、四季ごとに美里にも主なイベントが開催されていますし、本町でも主管課はそれぞれにはなりますけれども、四季ごとにイベントの開催を実施しております。

イベントの内容等では同日、連日または共同開催することで誘客を確保する意味では波及効果が得られるのではないかというふうに思われますけれども、いろんな課題等も多数ありますので、その解決に向けでは協議が必要なのかなというふうには考えているところです。

また、観光イベントの広域振興の部分では、美里町とまだ詳細な協議ができておりませんので、両町で連携をすることにより、観光イベントで地域活性化が図れるよう、今後も協議を進めていければというふうに考えているところです。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 今後、協議なされるということなのであれば、ぜひともそういったお互いにとって良い波及効果、特に経済波及効果、こういったものをもたらすことをこちらも加味していただいて協議のほうを進めていっていただきたいというふうに思うわけでありませう。

最後に、観光・イベントの連携による魅力の向上の具体策、こういったものはイメージされていますでしょうか。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） 連携による魅力向上の具体策についてですけれども、先ほど答弁いたしましたとおり、美里町とは詳細な協議ができておりませんので、今、課内で協議・検討している内容についてお答えしたいと思います。

甲斐議員が質問されましたように、アウトドア施設の連携はもちろん、イベントでの連携で来年3月に開催を予定しております緑川スポーツフェスタ開催時に美里町のブースを確保し、美里町の移住や観光のPRをしてもらい、また本町が美里町のイベントでブースを確保してもらい、移住や観光のPRをするなど、連携のきっかけづくりにはいいのではないかというふうには考えているところでございます。そのきっかけを基に両町でPRできるようにするために両町合同での観光パンフの作成、またPR動画の作成なども検討していければということ考えているところになります。

祭りでメインの花火大会を共同で開催できないかということですが、場所の問題など課題は多くありますので、できるかは厳しいと思われますけれども、検討はしていきたいというふうに考えているところです。

繰り返しにはなりますけれども、美里町と協議ができておりませんので、今後協議を行うことで、先ほど議員おっしゃいましたとおり、新たな連携の形をみながら町の地域活性

化に向けて連携を図っていききたいというふうに考えているところです。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 来年3月にはですね、コロナの収束次第ではございますが、2年ぶりになりますかね、緑川スポーツフェスタ、これは是非とも本町としても開催してほしいというふうに思っております。その折には、早速美里町との、そういった先ほどブースを共有したりとか、お互いの観光パンフレットを配るとか、そういったところでの連携を図ってほしいというふうに思っております。

今日はですね、美里町との包括連携協定の中身3点について、お尋ねをさせていただきました。

今後、この協定がですね、どちらか1町のためではなく必ず両町、本町にとっても、そして美里町にとっても、お互いのメリットのあるすばらしい協定になるようにという期待を込めまして、本日の私の一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（宮川安明君） これで1番、甲斐良二議員の質問は終わりました。

以上をもって、一般質問の通告者すべての質問は終わりました。

しばらく休憩します。

休憩 午後2時30分

再開 午後2時31分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

日程第3 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

○議長（宮川安明君） 日程第2、総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について、日程第3、産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について、以上の2件については、一括議題といたします。

お手元に配付のとおり、総務文教、産業厚生との二つの常任委員会から閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。

ただいま申し出の二つの常任委員会からの申出書のとおり、決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会からの申し出については、申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第4 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

○議長（宮川安明君） 日程第4、議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、議会運営委員会から閉会中の継続審査の申し出がっております。申し出のとおり閉会中の継続審査にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長（宮川安明君） 以上をもって本定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。これで議会を閉じます。

閉会前にあたり、奥名町長よりご挨拶をお願いいたします。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） それでは、12月定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。今期定例会は12月10日から本日までの4日間にわたり、ご提案をいたしました案件につきまして、精力的にご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決をいただき、本日ここに閉会の運びになりましたことは、町政の執行にあたりご同慶に存ずるものであります。

ここに、ご議決をいただきました令和3年度一般会計補正予算をはじめ、各議案の成立によりまして、町政全般にわたり、なお一層の政策推進を図り町民の皆様の福祉の向上に努めてまいる所存であります。

今年も残すところ少なくなりましたが、これから寒さも一段と厳しくなっております。

議員各位におかれましては、健康に十分ご留意をいただき、新たな年をお迎えいただきますよう祈念申し上げますとともに、今後とも町政発展のため、特段のご協力とご指導を賜りますよう、お願いを申し上げ、閉会のごあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（宮川安明君） 本定例会の閉会にあたり、ひと言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、10日に開会、本日13日までの4日間にわたり重要案件を終始熱心に審議され、本日ここにすべて議了し、無事閉会の運びとなりましたことは、議員各位とともに誠に同慶にたえません。ここに今会期中における議員並びに執行部各位のご努力に対し、深く感謝を申し上げます。

なお、町執行部におかれましては、議員各位の意見等を尊重していただき、町政発展に向けた今後の施策に十分反映されますことを切に希望するものでございます。

また、議員各位におかれましては、終始精力的なご審議をいただき、厚く御礼を申し上げます。今後とも町民の負託にご期待に応えるべく、さらなる尽力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、皆様にはくれぐれも健康にご留意いただき輝かしい新年をお迎えいただきますようお願いを申し上げ、令和3年第4回甲佐町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後2時36分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

甲佐町議会議長

甲佐町議会議員

甲佐町議会議員

甲佐町議会会議録
令和3年第4回定例会

令和3年12月発行

発行人 甲佐町議会議長 宮川安明
編集人 甲佐町議会事務局長 北畑公孝
作成 オフィスエムワン TEL (096) 234-2208

甲佐町議会事務局

〒861-4696 上益城郡甲佐町大字豊内 719-4
電話 (096) 234-1198